

退職予定者説明会資料

山口県市町村職員共済組合

目 次

1. 年金制度について	1
2. 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給	4
3. 老齢厚生年金等の請求手続き	20
4. 受給開始後に年金が改定または停止になるとき	22
5. 老齢厚生年金以外の年金について	27
6. 老齢厚生年金以外の年金を受けられることができるとき	30
7. その他厚生年金制度の概要	31
8. 退職等年金給付	32
9. 年金の支給と税金等	38
10. 年金に関する届出	42
11. 年金相談窓口	47

※ 本資料は、作成日時点の法令の規定に基づき作成しており、今後の法改正により取扱いなどが変更となる可能性があります。

1. 年金制度について

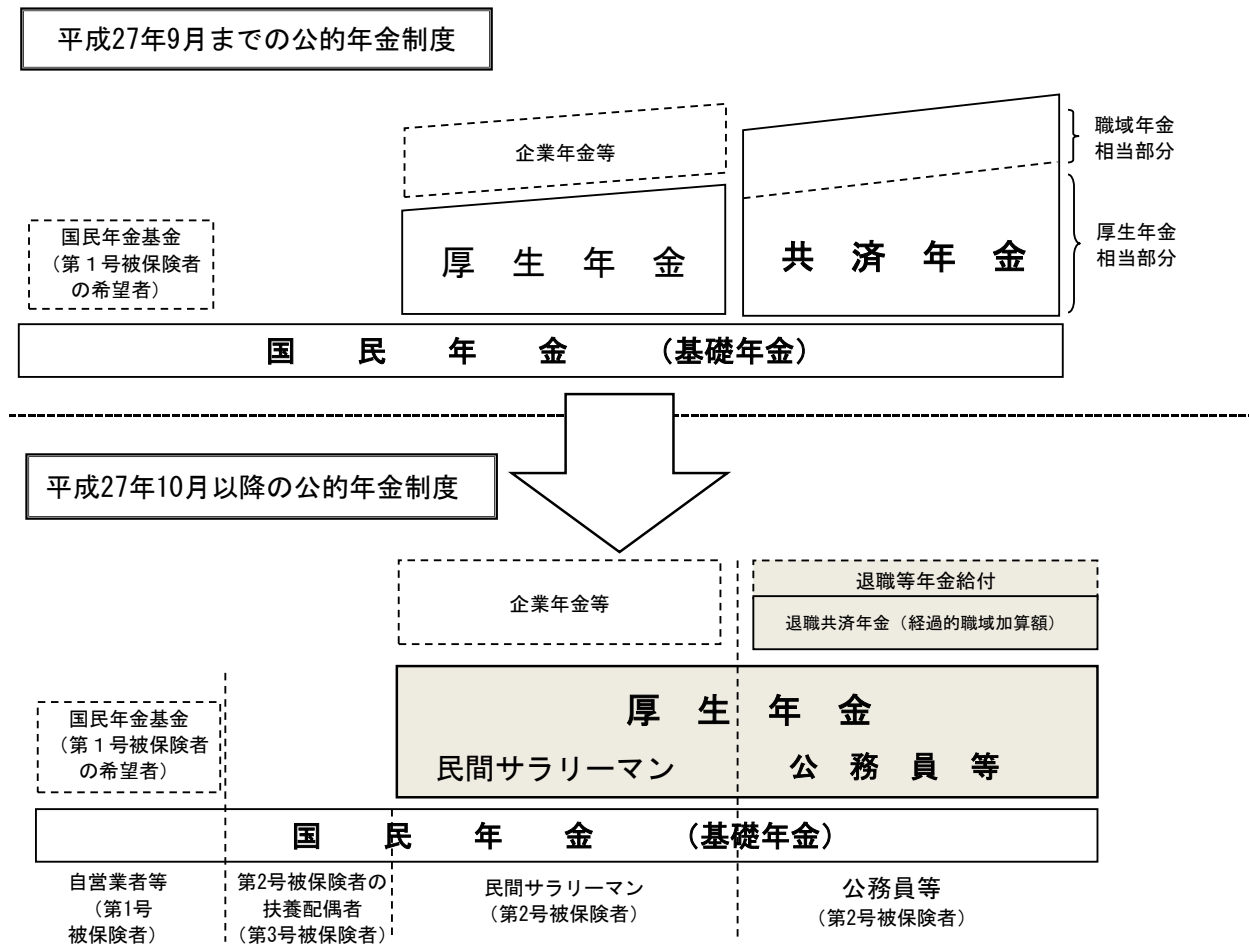
(1) 「公的年金制度」について

国民年金（基礎年金）制度は、昭和61年4月から全国民を対象としてスタートし、共済組合の組合員やその被扶養者である配偶者（被扶養配偶者＝第3号被保険者といいます。）にも適用されました。さらに、その上乘せの年金となる被用者年金制度は、年金制度の安定性を高めるとともに、公務員、民間被用者等を通じ公平性を確保するため、平成27年10月から厚生年金と3つの共済年金に分かれていた各制度が厚生年金制度へ統一（一元化）されました。この法律改正により、これまで共済年金に加入していた地方公務員も、民間被用者等と同様に厚生年金の被保険者となると共に、平成27年9月までの共済組合の組合員であった期間についても厚生年金の被保険者期間とみなされ、これらの期間に基づき厚生年金が裁定されることとなりました。

また、これに伴い、共済年金の職域年金相当部分については廃止となり、新たに民間の企業年金に相当する給付として、「退職等年金給付」が設けられました。

なお、共済組合は、厚生年金制度の実施機関のひとつとして、一元化後も引き続き地方公務員であった方に係る記録管理や年金給付の裁定・支給を行うこととされています。

(2) 「公的年金制度」のしくみ



（国民年金の適用については変更ありません）

(3) 給付の種類および支給要件

厚生年金の給付

老齢給付

老 齢 厚 生 年 金	厚生年金の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間を含みます。）が1年以上で、かつ、公的年金制度加入期間が10年以上ある方が、支給開始年齢（4、5ページ参照）になったときに支給されます。
-------------	--

障害給付

障 害 厚 生 年 金	一定の保険料納付要件(27ページ参照)を満たした方が、被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、3級以上に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。
-------------	---

障 害 手 当 金	被保険者期間中（平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間を含みます。）に初診日のある病気やケガにより、5年以内に軽度の障害が残ったときに支給されます。
-----------	---

遺族給付

遺 族 厚 生 年 金	<p>① 被保険者期間中に死亡したとき（※）</p> <p>② 被保険者の資格を喪失した後に、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき（※）</p> <p>③ 障害等級が1級または2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき</p> <p>④ 受給資格期間25年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を有する方または被保険者期間等が25年以上ある方が死亡したとき</p> <p>のいずれかに該当する場合に、その方の遺族（28ページ参照）に支給されます。</p> <p>※ ①および②は、一定の保険料納付要件（28ページ参照）を満たす必要があります。</p>
-------------	--

国民年金の給付（基礎年金）

老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間等が10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。
-------------	---------------------------------------

障 害 基 礎 年 金	一定の保険料納付要件(27ページ参照)を満たした方が、障害等級 1級または2級に該当する障害の状態になったときに支給されます。
-------------	---

遺 族 基 礎 年 金	被保険者または老齢基礎年金受給権を有する方が死亡したときで、その方に扶養されていた18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間の子がいるときに支給されます。
-------------	---

共済組合独自の経過的給付（経過的職域加算額（共済年金））

退 職 共 済 年 金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに引き続き1年以上の共済組合の組合員期間を有している方に、上記「老齢厚生年金」の受給権が発生したときに支給されます。
---------------------------	---

遺 族 共 済 年 金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに共済組合の組合員期間を有している方が死亡し、上記「遺族厚生年金」の受給権が発生したときに支給されます。
---------------------------	---

(4) 老齢厚生年金等の計算基礎

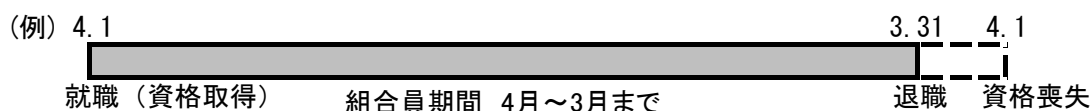
厚生年金は、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、賃金や物価の変動だけで年金額を改定するのではなく、公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の伸びを年金額に反映させる仕組み（マクロ経済スライド）により改定されます。

◆ 組合員（被保険者）期間

職員となった方は、その職員となった日から組合員（被保険者）の資格を取得し、退職または死亡した日の翌日に組合員の資格を喪失します。

組合員期間は、組合員となった日（資格取得日）の属する月から、退職または死亡した日の翌日（資格喪失日）の属する月の前月までの期間の年月数です。

なお、平成27年10月以降は、被用者年金一元化により公務員も厚生年金に加入することとなりましたが、厚生年金適用期間のうち共済組合に加入していた期間は共済組合から、民間サラリーマンや退職後の短時間再任用職員の期間等で共済組合に加入していなかった期間は日本年金機構から、それぞれ老齢厚生年金が裁定・支給されます。



【期間等の表記について】

平成27年9月以前の公務員および公務員期間の名称は、「組合員」および「組合員期間」でしたが、平成27年10月以降、一元化に伴い「被保険者」および「被保険者期間」に変更されました。

しかしながら、本資料においては説明のため、公務員および公務員として在職した期間を全て「組合員」および「組合員期間」と表記していますので、ご承知おきください。

◆ 平均標準報酬（月）額（※）の算定



次の算式により、計算します。

$$\begin{aligned} \text{平均給料月額} &= \frac{\text{昭和56年4月1日～昭和61年3月31日の平均給料月額} \times \text{A の期間月数} \\ &+ \text{B の各月の掛金の標準となった給料の総額}}{\text{A の月数} + \text{B の月数}} \end{aligned}$$

※平均給料月額は、平成27年10月以降、平均標準報酬月額とみなされます。

$$\begin{aligned} \text{平均給与月額} &= \frac{\text{C の各月の掛金の標準となった給料の総額} \\ &+ \text{C の掛金の標準となった期末手当等の総額}}{\text{C の月数}} \end{aligned}$$

※平均給与月額は、平成27年10月以降、平均標準報酬額とみなされます。

$$\begin{aligned} \text{平均標準報酬額} &= \frac{\text{D の標準報酬月額の総額} + \text{D の標準賞与額の総額}}{\text{D の月数}} \end{aligned}$$

(※) 平成27年10月の一元化に伴い、年金額の算定基礎となる「平均給与（給料）月額・期末手当等」が「平均標準報酬月額・標準賞与」に変更されました。

2. 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給

（1）老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給開始年齢の引き上げスケジュール

○ 昭和34年4月2日以降に生まれた一般組合員

生年月日	支給開始年齢											
昭和34年4月2日 ） 昭和36年4月1日	報酬比例 64	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">退職共済年金（経過的職域加算額）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">(本来支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(特別支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分</td> <td style="text-align: center;">老齢基礎年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">64歳</td> <td style="text-align: center;">65歳</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">加給年金額</td> </tr> </table>	退職共済年金（経過的職域加算額）			(本来支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分	(特別支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金	64歳	65歳		加給年金額
退職共済年金（経過的職域加算額）												
	(本来支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分											
(特別支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金											
64歳	65歳											
	加給年金額											
昭和36年4月2日以降生まれ	65	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">退職共済年金（経過的職域加算額）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">(本来支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">老齢基礎年金</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">加給年金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">65歳</td> </tr> </table>	退職共済年金（経過的職域加算額）			(本来支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分		老齢基礎年金		加給年金額		65歳
退職共済年金（経過的職域加算額）												
	(本来支給の) 老齢厚生年金 報酬比例部分											
	老齢基礎年金											
	加給年金額											
	65歳											

※「退職等年金給付」はこの表に記載していません。32ページをご覧ください。

○ 昭和34年4月2日以降に生まれた特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢											
昭和34年4月2日 ） 昭和36年4月1日	報酬比例 61	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">退職共済年金（経過職域加算額）</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> </tr> <tr> <td>（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">61歳</td> <td style="text-align: center;">65歳</td> </tr> </table>	退職共済年金（経過職域加算額）			（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金	61歳	65歳		
退職共済年金（経過職域加算額）												
	（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分											
（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金											
61歳	65歳											
昭和36年4月2日 ） 昭和38年4月1日	報酬比例 62	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">退職共済年金（経過職域加算額）</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> </tr> <tr> <td>（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">62歳</td> <td style="text-align: center;">65歳</td> </tr> </table>	退職共済年金（経過職域加算額）			（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金	62歳	65歳		
退職共済年金（経過職域加算額）												
	（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分											
（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金											
62歳	65歳											
昭和38年4月2日 ） 昭和40年4月1日	報酬比例 63	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">退職共済年金（経過職域加算額）</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> </tr> <tr> <td>（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">63歳</td> <td style="text-align: center;">65歳</td> </tr> </table>	退職共済年金（経過職域加算額）			（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金	63歳	65歳		
退職共済年金（経過職域加算額）												
	（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分											
（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金											
63歳	65歳											
昭和40年4月2日 ） 昭和42年4月1日	報酬比例 64	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">退職共済年金（経過職域加算額）</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> </tr> <tr> <td>（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">64歳</td> <td style="text-align: center;">65歳</td> </tr> </table>	退職共済年金（経過職域加算額）			（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金	64歳	65歳		
退職共済年金（経過職域加算額）												
	（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分											
（特別支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢基礎年金											
64歳	65歳											
昭和42年4月2日 以降生まれ	65	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">退職共済年金（経過職域加算額）</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>老齢基礎年金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加給年金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">65歳</td> </tr> </table>	退職共済年金（経過職域加算額）			（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分		老齢基礎年金		加給年金額		65歳
退職共済年金（経過職域加算額）												
	（本来支給の）老齢厚生年金 報酬比例部分											
	老齢基礎年金											
	加給年金額											
	65歳											

※「退職等年金給付」はこの表に記載していません。32ページをご覧ください。

(2) 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給要件としくみ

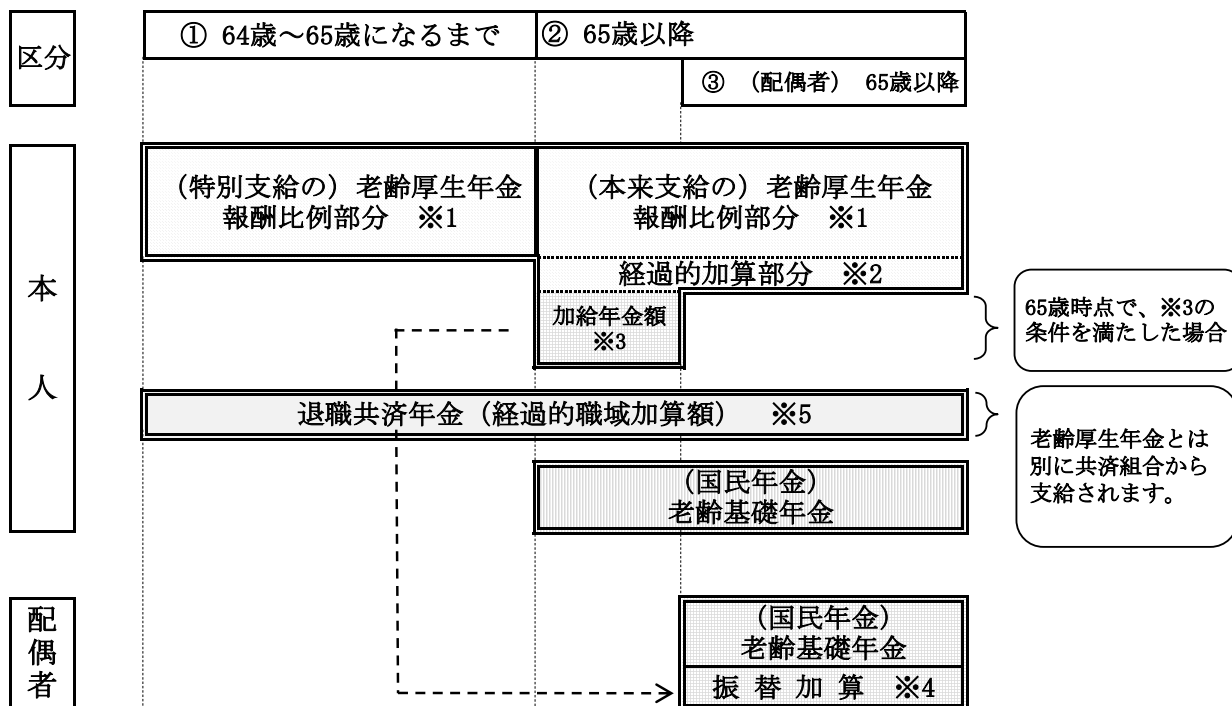
◆ 老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）のしくみ

一定の要件を満たす地方公務員であった方が65歳に到達すると、「老齢厚生年金」が発生し、国民年金の「老齢基礎年金」も併せて支給されます。

また、65歳に達するまでは、生年月日に応じて経過措置（4、5ページ参照）が設けられており、該当する年齢から「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

なお、平成27年9月までに引き続く1年以上の組合員期間を有する場合は、経過措置として、老齢厚生年金の支給に併せて「退職共済年金（経過的職域加算額）」が共済組合から支給されます。

【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの一般組合員の場合 】



※1 報酬比例部分
組合員期間並びに標準報酬月額および標準賞与額に応じて算出される部分です。

※2 経過的加算部分
老齢基礎年金の額に反映されない組合員期間（20歳の誕生月から60歳の誕生月の前月まで以外の期間）について、同じ水準の額とするために加算される部分です。

※3 加給年金額
被保険者期間が20年以上で、年金受給権者により生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子を有する場合に加算されます。

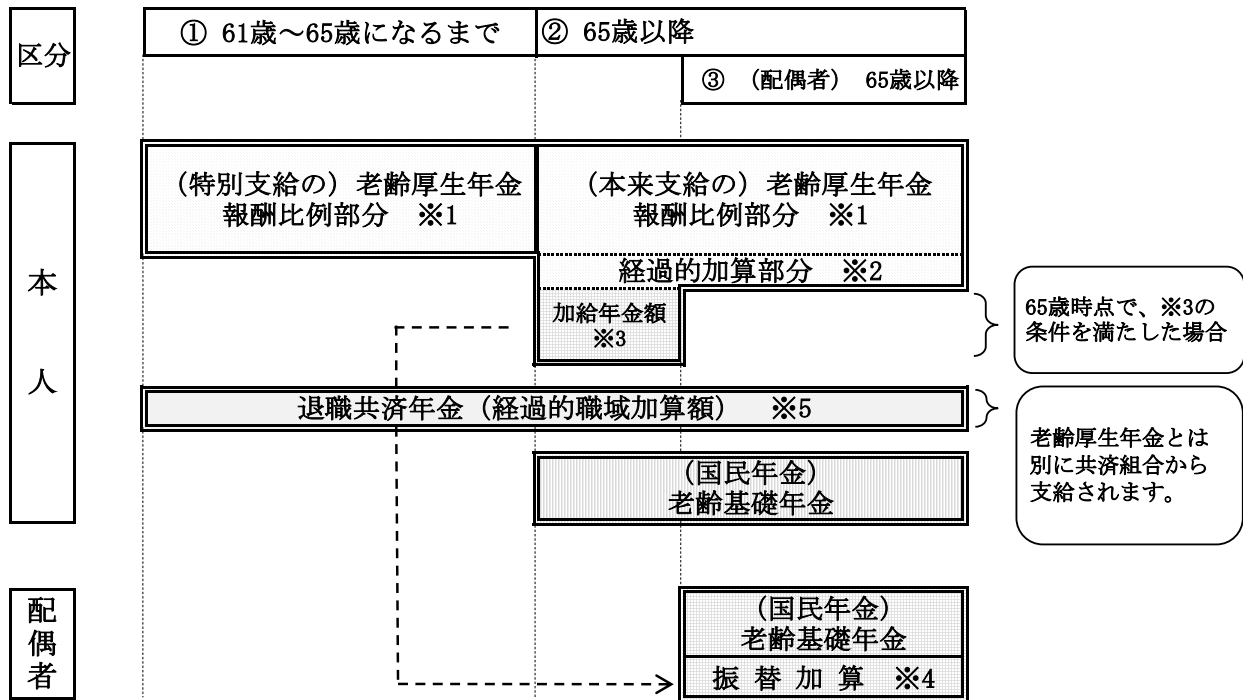
※4 振替加算
昭和41年4月1日以前生まれの加給年金額の対象となっていた配偶者が、65歳以後老齢基礎年金を受給したときに加算されます。なお、配偶者が年上であるため加給年金額を加算できない場合でも、申出により振替加算を加算できる場合がありますので、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

※5 退職共済年金（経過的職域加算額）
平成27年9月までの組合員期間並びに平均給料月額および平均給与月額に応じて算出される共済組合から独自に支給される年金です。

【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの特定消防組合員の場合 】

特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）は、生年月日により支給開始年齢が段階的に引き上げられていますが（4、5ページ参照）、特定消防組合員である方は、特例により6年遅れて実施されています。

（注） ここでいう特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で、60歳時点（60歳よりも前に退職したときは、退職時）まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員をいいます。



※1 報酬比例部分
組合員期間並びに標準報酬月額および標準賞与額に応じて算出される部分です。

※2 経過的加算部分
老齢基礎年金の額に反映されない組合員期間（20歳の誕生日から60歳の誕生日の前月まで以外の期間）について、同じ水準の額とするために加算される部分です。

※3 加給年金額
被保険者期間が20年以上で、年金受給権者により生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子を有する場合には加算されます。

※4 振替加算
昭和41年4月1日以前生まれの加給年金額の対象となっていた配偶者が、65歳以後老齢基礎年金を受給したときに加算されます。なお、配偶者が年上であるため加給年金額を加算できない場合でも、申出により振替加算を加算できる場合がありますので、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

※5 退職共済年金（経過的職域加算額）
平成27年9月までの組合員期間並びに平均給料月額および平均給与月額に応じて算出される共済組合から独自に支給される年金です。

(3) 特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）について（65歳になるまで）

○老齢厚生年金

◆ 支給要件

- ① 組合員期間が1年以上あること（民間会社等の厚生年金加入期間も合算されます。）。
- ② 60歳以上であること（支給開始年齢は4、5ページを参照）。
- ③ 組合員期間等（組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間）が10年以上あること。

◆ 年金額（報酬比例部分）【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの一般組合員の場合 】

平成15年3月31日以前の組合員期間
平均標準報酬月額 × 給付乗率 (7.125/1000) × 平成15年3月31日以前の組合員期間の月数
平成15年4月1日以後の組合員期間
平均標準報酬額 × 給付乗率 (5.481/1000) × 平成15年4月1日以後の組合員期間の月数

○退職共済年金（経過的職域加算額）

◆ 支給要件

- ① 平成27年9月前に引き続き組合員期間が1年以上あること（平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の期間が1年未満でも該当します。）。
- ② 上記「老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと。

◆ 年金額 【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの一般組合員の場合 】

平成15年3月31日以前の組合員期間
平均給料月額 × 給付乗率 (※1) × 平成15年3月31日以前の組合員期間の月数
(※1) 組合員期間が20年以上の場合は1.425/1000、20年未満の場合は0.713/1000
平成15年4月1日以後の組合員期間
平均給与月額 × 給付乗率 (※2) × 平成15年4月1日以後の組合員期間 (※3) の月数
(※2) 組合員期間が20年以上の場合は1.096/1000、20年未満の場合は0.548/1000
(※3) 平成27年9月までの組合員期間

◆ 「退職一時金」の返還

過去に退職一時金の支給を受けた方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなったときは、その支給を受けた退職一時金の額に利子に相当する額を加えた額を、当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から1年以内に、一時にまたは分割して返還しなければならないこととされています。

ただし、老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった方が、その返還すべき金額を老齢厚生年金等の支給額から控除することにより返還する旨を、当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から60日以内に申し出た場合は、老齢厚生年金等を支給する都度、その支給額の2分の1を限度として、返還すべき金額に達するまで順次控除していくこととされています。

※退職一時金を返還する場合の期間および利子の利率 (令和2年4月1日現在)

期	間	利率 (%/年)
支給を受けた日の属する月の翌月から平成13年3月までの期間		5.5
平成13年4月から平成17年3月までの期間		4.0
平成17年4月から平成18年3月までの期間		1.6
平成18年4月から平成19年3月までの期間		2.3
平成19年4月から平成20年3月までの期間		2.6
平成20年4月から平成21年3月までの期間		3.0
平成21年4月から平成22年3月までの期間		3.2
平成22年4月から平成23年3月までの期間		1.8
平成23年4月から平成24年3月までの期間		1.9
平成24年4月から平成25年3月までの期間		2.0
平成25年4月から平成26年3月までの期間		2.2
平成26年4月から平成27年3月までの期間		2.6
平成27年4月から平成28年3月までの期間		1.7
平成28年4月から平成29年3月までの期間		2.0
平成29年4月から平成30年3月までの期間		2.4
平成30年4月から平成31年3月までの期間		2.8
平成31年4月から令和2年3月までの期間		3.1
令和2年4月から令和5年3月までの期間		1.7
令和5年4月から令和7年3月までの期間		1.6
令和7年4月から令和8年3月までの期間		1.7
令和8年4月から令和9年3月までの期間		2.0
令和9年4月から令和11年3月までの期間		2.1

◆障害者特例・長期在職者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、傷病により障害等級が3級以上に該当する程度の障害の状態にあるときは、受給権者の請求により、原則として、請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給と併せて定額部分（下記）と加給年金額（6、7ページ参照）も支給されます。これを障害者特例といいます。

ただし、厚生年金の被保険者である間は、障害者特例を請求することはできません。

また、組合員期間（民間会社等の厚生年金加入期間は含みません。）が44年以上あるときも、同様の扱い（請求は不要）となります。これを長期在職者特例といいます。

ただし、厚生年金の被保険者である間は、長期在職者特例の適用を受けることはできません。

○ 「定額部分」の額

定額単価 × 組合員期間月数

定額単価 … 1,630円（令和2年度の額）

組合員期間月数 … 480月を超える場合は、480月

◆特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の失権

特別支給の老齢厚生年金および特別支給の退職共済年金（経過的職域加算額）を受給する権利は、その受給権者が65歳に達したときに消滅します。このため、65歳に達したときは、「本来支給の老齢厚生年金」および「本来支給の退職共済年金（経過的職域加算額）」並びに「老齢基礎年金」の請求が必要になります。

また、受給権者が死亡した場合にも、その権利が消滅します。

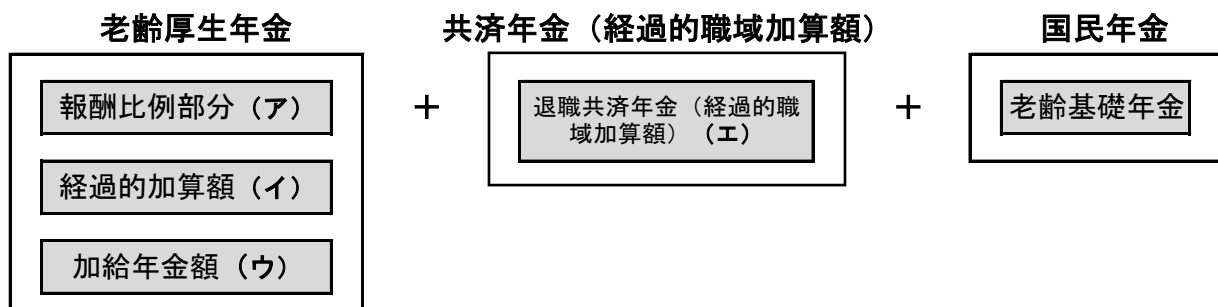
(4) 本来支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）について（65歳から）

◆ 支給要件

- ① 組合員期間が1月以上（退職共済年金（経過的職域加算額）については、平成27年9月までに引き続く組合員期間が1年以上）あること。
- ② 65歳以上であること。
- ③ 組合員期間等（組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間）が10年以上あること。

◆ 年金額

65歳からは、老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）および国民年金の「老齢基礎年金」が併せて支給されます。



ア 報酬比例部分の額 8ページ参照

イ 経過的加算額（下記参照）

ウ 加給年金額 12ページ参照

エ 退職共済年金（経過的職域加算額） 8ページ参照

○ 「経過的加算」の額（イ）

定額単価※1×組合員期間月数※2－（781,700円※3×組合員期間月数※4／480月）

- ※1 1,630円（令和2年度の額）
- ※2 480月を超える場合は、480月
- ※3 老齢基礎年金の満額支給額（令和2年度の額）
- ※4 20歳から60歳までの間の組合員期間

○ 「加給年金」の額

加給年金額 (令和2年度)	配偶者	子
	390,900円	2人目まで1人につき 224,900円 3人目から1人につき 75,000円

組合員期間（民間会社等の厚生年金加入期間も含まれます。）が20年以上ある方で、受給権発生（65歳到達）時に、その方によって生計を維持している(※1) 次のような方がいるときは、加給年金額が加算されます。（※2）

- ・ 65歳未満の配偶者
- ・ 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子
- ・ 20歳未満で障害等級1級または2級の障害の程度にある未婚の子

(※1) 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円（所得655.5万円）未満と認められる方等です。

(※2) 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、1つの老齢厚生年金にのみ加算され、加算される老齢厚生年金は次の優先順位により決まります。

- ① 加給年金額の加算開始時期が最も早い老齢厚生年金
- ② 加入期間が最も長い老齢厚生年金

※ 加給年金額の支給停止

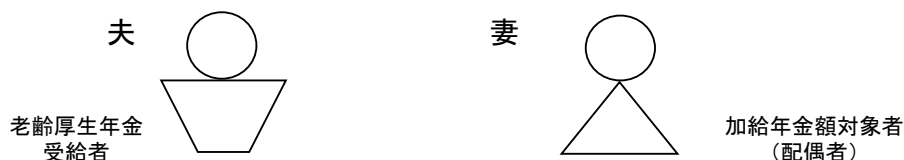
加給年金額の対象となっている配偶者が、一定の要件に該当する年金を受けられることができるとき。

「一定の要件に該当する年金」とは

- 退職共済年金／老齢厚生年金
(各被用者年金期間を合算して240月以上となる場合)
- 障害共済年金／障害厚生年金／障害基礎年金

※ 配偶者が上記の要件による老齢厚生年金を受給し、加給年金額が停止されている場合であっても、その配偶者が雇用保険法による基本手当を受給したことにより、その方の年金が全額停止された場合は、その間、加給年金額の停止が解除になります。

(例)



妻が厚生年金に加入（在職）中で、年収850万円未満
生計維持要件を満たしているので、夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算される。

妻が40年勤めた会社を退職
妻に算定基礎期間が240月以上の老齢厚生年金が支給される。

夫の老齢厚生年金に加算されている加給年金額は、支給停止される。

《例》 老齢厚生年金の概算書の見方

生年月日が昭和34年4月2日～昭和36年4月1日

一般組合員の場合

老 齢 厚 生 年 金 概 算 書

給料記録番号 87000000000001

組合員期間 昭和58年 4月1日～令和3年 3月31日

クアイン シメ

組合員氏名 組合員 氏名 様 [生年月日 昭和35年11月11日]

公務員期間（国を含む）の漏れがないか確認してください。

年金の名称		特例による 老齢厚生年金				本来支給の老齢厚生年金	
支給開始		受給権発生時 令和6年12月分～ (64歳)		支給開始年齢到達年月の翌月です。		65歳到達時 令和7年12月分～ (65歳)	
内訳 (円)	報酬比例部分	1,243,381		報酬比例部分	1,243,381		65歳到達年月の翌月です。
				経過的加算	8,808		
	合計	1,243,381		合計	1,250,393		
年金額 (円)	年額	1,243,381		年金額 (円)	年額	1,250,393	
	月額	103,615			月額	104,199	
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額			年額	732,200		65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金の 年金額です。
	月額			月額	61,016		

64歳からの老齢厚生年金の年金額です。

65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金の
年金額です。

※加給年金額部分については、65歳到達時に決定のため、記載されていません。
※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。
また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

令和〇年〇月〇日

《例》 退職共済年金（経過的職域加算額）の概算書の見方

生年月日が昭和34年4月2日～昭和36年4月1日
一般組合員の場合

退職共済年金概算書

給料記録番号 87000000000001

組合員期間 昭和58年 4月1日～令和3年 3月31日

クアイン シメ

組合員氏名 組合員 氏名 様 [生年月日 昭和35年11月11日]

公務員期間(国を含む)の漏れがないか確認してください。

年金の名称		特例による退職共済年金				本来支給の退職共済年金					
支給開始		受給権発生時 令和6年12月分～ (64歳)				65歳到達時 令和7年12月分～ (65歳)					
内訳 (円)	職域部分	212,882				職域部分	212,882				
	合計	212,882				合計	212,882				
年金額 (円)	年額	212,882				年金額 (円)	年額	212,882			
	月額	17,740					月額	17,740			
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額					年額					
	月額						月額				

支給開始年齢到達年月の翌月です。

65歳到達年月の翌月です。

64歳からの退職共済年金（経過的職域加算額）の年金額です。

65歳からの退職共済年金（経過的職域加算額）の年金額です。

※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。
 また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

《例》 老齢厚生年金の概算書の見方

生年月日が昭和34年4月2日～昭和36年4月1日
特定消防組合員の場合

老 齢 厚 生 年 金 概 算 書

給料記録番号 87000000000002

キョウサイ ショウホウ

組合員氏名 共済 消防

支給開始年齢到達年月の翌月です。

様 [生年月日 昭和35年 7月 5日]

組合員期間 昭和54年 4月1日～令和3年 3月31日

公務員期間（国を含む）の漏れがないか確認してください。

年金の名称		特例による 老齢厚生年金				本来支給の老齢厚生年金					
支給開始		受給権発生時 令和3年 8月分～ (61歳)				65歳到達時 令和7年 8月分～ (65歳)					
内訳 (円)	報酬比例部分	1,298,591				報酬比例部分	1,298,591				
						経過的加算	700				
	合計	1,298,591				合計	1,305,903				
年金額 (円)	年額	1,298,591				年金額 (円)	年額	1,305,903			
	月額	108,215					月額	108,825			
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額					年額	776,100				
	月額					月額	64,675				

61歳からの年金額です。

65歳到達年月の翌月です。

65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金の
 年金額です。

※加給年金額部分については、65歳到達時に決定のため、記載されていません。
 ※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。
 また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

《例》 退職共済年金（経過的職域加算額）の概算書の見方

生年月日が昭和34年4月2日～昭和36年4月1日
特定消防組合員の場合

退職共済年金概算書

給料記録番号 87000000000002

キョウサイ ショウホウ

組合員氏名 共済 消防

支給開始年齢到達年月の翌月です。

様 [生年月日 昭和35年 7月 5日]

組合員期間 昭和54年 4月1日～令和3年 3月31日

公務員期間（国を含む）の漏れがないか確認してください。

年金の名称		特例による退職共済年金				本来支給の退職共済年金					
支給開始		受給権発生時 令和3年 8月分～ (61歳)				65歳到達時 令和7年 8月分～ (65歳)					
内訳 (円)	職域部分	246,357				職域部分	246,357				
	合計	246,357				合計	246,357				
	年金額 (円)	年額	246,357			年金額 (円)	年額	246,357			
		月額	20,529					月額	20,529		
国民年金 (老齢基礎年金) (円)	年額					年額					
	月額					月額					

61歳からの年金額です。

65歳到達年月の翌月です。

65歳からの退職共済年金（経過的職域加算額）の年金額です。

※スライド改定、法改正などにより年金額は変動します。

※ 年金概算書は、概算日時点の給料を固定し、適用するものとしています。
 また、概算日における法令等に基づくものであって、将来にわたって保障されるものではありません。

令和〇年〇月〇日

(5) 年金の繰上げ請求について

ア. 老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げについて

特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給開始年齢が61歳以降に引き上げられた方は、60歳以降、特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の支給開始年齢に達する前に、繰り上げて受給することができます。

なお、その場合は老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。（18ページ参照）

○ 注意点

- ① 繰上げを請求すると、生涯変更できません。
- ② 在職中は、標準報酬等との調整により年金の一部または全部が停止となります。（23ページ参照）
- ③ 繰上げ支給を選択しても、加給年金額の加算は65歳到達時となります。
- ④ 複数の老齢厚生年金の受給権を有することとなる場合は、全て同時に繰上げされます。
- ⑤ 繰上げ請求時点において、厚生年金の被保険者でなく、障害の状態にある場合又は長期在職者に該当する場合（10ページ参照）は、老齢基礎年金の「一部繰上げ」を請求することとなります（「全部繰上げ」（18ページ参照）を請求することはできません。）。
この場合、通常の繰上げと減額方法が異なります。また、加給年金額は、特例支給開始年齢（4、5ページ参照）到達時に加算されます。詳しくは共済組合または年金事務所にご相談ください。
- ⑥ 繰上げ請求した後は、事後重症による障害厚生（基礎）年金や寡婦年金を受けられません。
- ⑦ 繰上げ請求後に遺族や障害の年金の受給者が発生した場合は、併給調整により、どちらか一方の年金を選択し、受給することになります。
また、繰上げた老齢厚生年金等を選択せず、受給しない場合であっても、減額率は変わりません。
- ⑧ 繰上げ請求すると、家族の健康保険の被扶養者になるための収入要件等に該当しなくなる場合があります。

○ 繰上げ支給請求後の年金額の計算式

【繰上げによる減額率は、1月当たり 0.5%です】

・繰上げ支給の老齢厚生年金の計算式

報酬比例部分

＝報酬比例部分 × (1 - 0.5% × 繰上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数)

経過的加算部分

＝経過的加算部分 × (1 - 0.5% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

・繰上げ支給の退職共済年金（経過的職域加算額）の計算式

経過的職域加算額

＝経過的職域加算額 × (1 - 0.5% × 繰上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数)

イ. 老齢基礎年金の全部繰上げ請求について

国民年金の老齢基礎年金についても、60歳以降、本来発生する65歳前までに支給の繰上げ請求を行うことができます。

なお、アの請求ができる方はそちらの請求も同時に行うこととなります。

○ 注意点

- ① 繰上げを請求すると、生涯変更できません。
- ② 繰上げ請求時点において、厚生年金の被保険者でなく、障害の状態にある場合または長期在職者に該当する場合（10ページ参照）は、老齢基礎年金の「一部繰上げ」を請求することとなります（「全部繰上げ」を請求することはできません。）。
この場合、全部繰上げと減額方法が異なります。また、加給年金額は、特例支給開始年齢（4、5ページ参照）到達時に加算されます。詳しくは共済組合または年金事務所にご相談ください。
- ③ 繰上げ請求した後は、事後重症による障害厚生（基礎）年金や寡婦年金を受けられません。
- ④ 繰上げ請求後に遺族や障害の年金の受給権が発生した場合は、65歳に到達するまでは、併給調整により、どちらか一方の年金を選択し、受給することとなります。
また、繰上げた老齢基礎年金を選択せず、受給しない場合であっても、減額率は変わりません。
- ⑤ 繰上げ請求すると、家族の健康保険の被扶養者になるための収入要件等に該当しなくなる場合があります。

○繰上げ支給請求後の年金額の計算式

・繰上げ支給の老齢基礎年金

＝老齢基礎年金×（1－0.5%×繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数）

【老齢厚生年金の繰上げ請求と老齢基礎年金を全部繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

生年月日 ()内は特定消防組合員	特例支給 開始年齢	繰上げ請求年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
- (S34.4.2～S36.4.1)	繰上げしない 場合の 開始年齢	61歳	6%	—	—	—	—
		62歳	30%	24%	18%	12%	6%
S30.4.2～S32.4.1 (S36.4.2～S38.4.1)	63歳	62歳	12%	6%	—	—	—
		63歳	30%	24%	18%	12%	6%
S32.4.2～S34.4.1 (S38.4.2～S40.4.1)	64歳	63歳	18%	12%	6%	—	—
		64歳	30%	24%	18%	12%	6%
S34.4.2～S36.4.1 (S40.4.2～S42.4.1)	64歳	64歳	24%	18%	12%	6%	—
		65歳	30%	24%	18%	12%	6%
分岐点（※）		77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	

表中の割合について

各欄内の記載については、上段については老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ開始年齢ごとの減額の割合、下段については老齢基礎年金の繰上げ請求開始年齢ごとの減額の割合を記載しています。

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。

なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

(6) 65歳から支給される年金の支給開始の繰下げについて

65歳に到達したときに老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の請求を行わず、66歳以降に請求および繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月から、増額された年金額を受給することができます。

なお、繰下げを行う場合、年金の請求および繰下げの申出をされるまでの間、老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されませんのでご注意ください。

- 66歳に達する前に、障害給付（障害基礎年金を除く。）または遺族給付の受給権者となったときは、繰下げの申出はできません。
- 66歳以降に障害給付（障害基礎年金を除く。）または遺族給付の受給権者となったときは、その時点までを繰下げ期間として、繰下げを申し出るか、または65歳時に遡及して共済組合へ請求を行うか、いずれかを選択していただくこととなります。
- 繰下げ期間は、最長で5年間（本来支給の年金が65歳から発生する方は70歳まで）です。
- 繰上げ請求（17ページ参照）を行った方は、繰下げの申し出はできません。
- 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、同時に繰下げを行うこととなります。

● 繰下げ加算の額

受給権発生日（65歳誕生日の前日）の属する月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数（「繰下げ待機期間」、上限60月）に応じて、0.7%ずつ増額します。

ただし、繰下げ待機期間中に、在職により年金額の全部または一部が支給停止となる場合には、支給停止されていたであろう額を除いて繰下げ加算額を計算します。また、加給年金額は、繰下げ加算額の対象にはなりません。

● 計算式（共済組合からの年金額）

老齢厚生年金

繰下げ加算額A = (報酬比例部分 × 平均支給率 (※1) + 経過的加算の額) × 増額率 (※2)

※1 平均支給率 = 月単位での支給率 (※3) の合計 ÷ 繰下げ待機期間

※2 増額率 = 繰下げ待機期間 × 0.7%

※3 月単位での平均支給率 = 1 - (支給停止額 ÷ 報酬比例部分)

退職共済年金（経過的職域加算額）

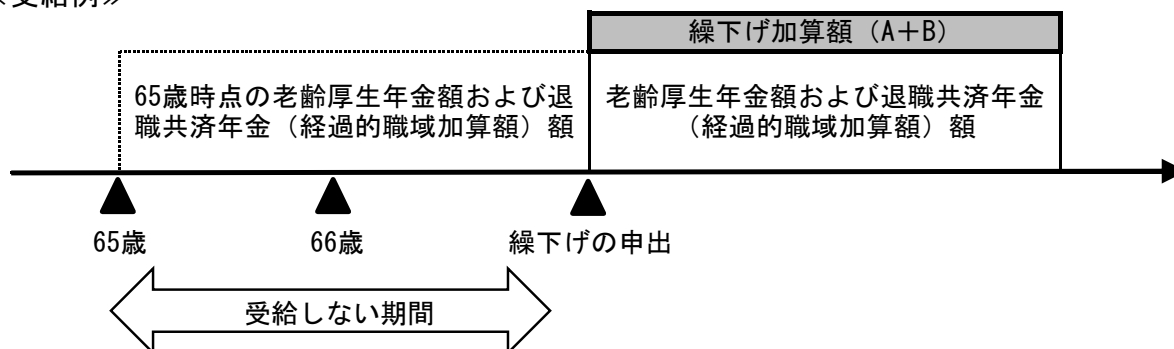
繰下げ加算額B = (経過的職域加算額 × 平均支給率 (※1)) × 増額率 (※2)

※1 平均支給率 = 月単位での支給率 (※3) の合計 ÷ 繰下げ待機期間

※2 増額率 = 繰下げ待機期間 × 0.7%

※3 月単位での平均支給率 = 組合員期間に該当し、支給停止の月は 0、それ以外は 1

《受給例》



3. 老齢厚生年金等の請求手続き

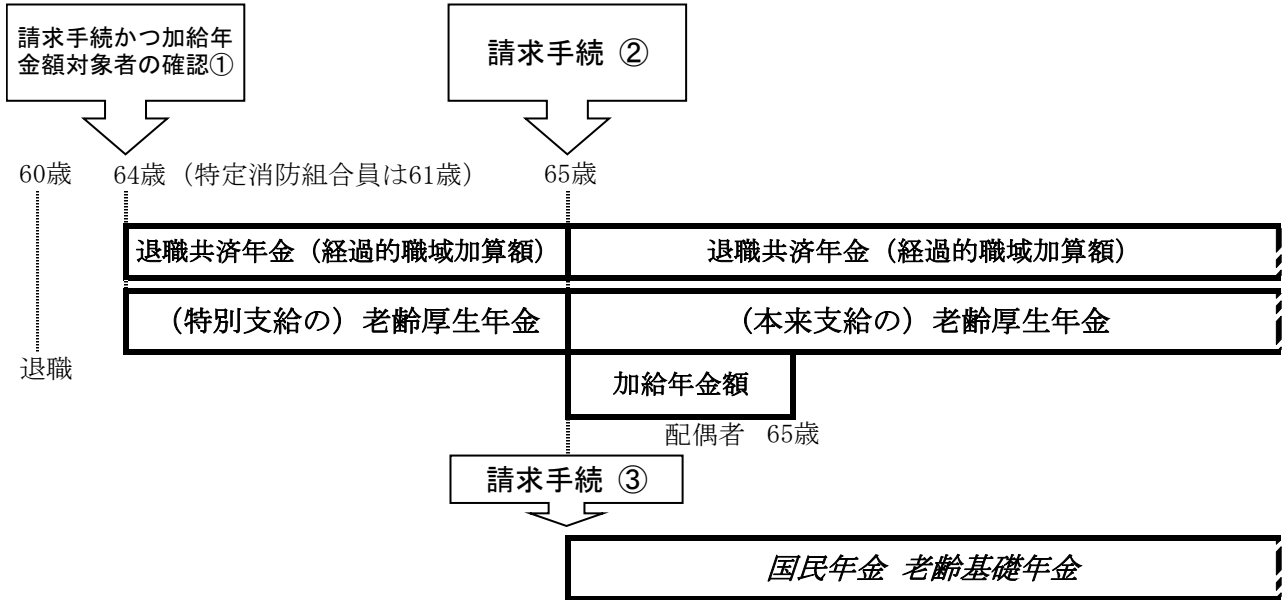
(1) 老齢厚生年金等を請求する場合

【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの一般組合員の場合 】

【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの特定消防組合員の場合 】

令和2年度末で退職となる方の事例です。

○ 請求例



① 自身の住所に送付される請求書により (特別支給の) 老齢厚生年金等の請求を行います。

受給権発生時点までの組合員期間を算定基礎として、老齢厚生年金の額の決定を行います。併せて、65歳から加算される加給年金額の対象となる方の認定を行います。

また、平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として、退職共済年金 (経過的職域加算額) の額の決定を行います。

請求書等は支給開始年齢に到達する前に送付されますので、手続き方法に関する詳細については、送付された請求書等にてご確認ください。

②、③ 自身の住所に送付される請求書により (本来支給の) 老齢厚生年金等の請求を行います。

手続き方法に関する詳細については、送付された請求書等にてご確認ください。

(2) 年金の支給開始を繰り上げて請求する場合

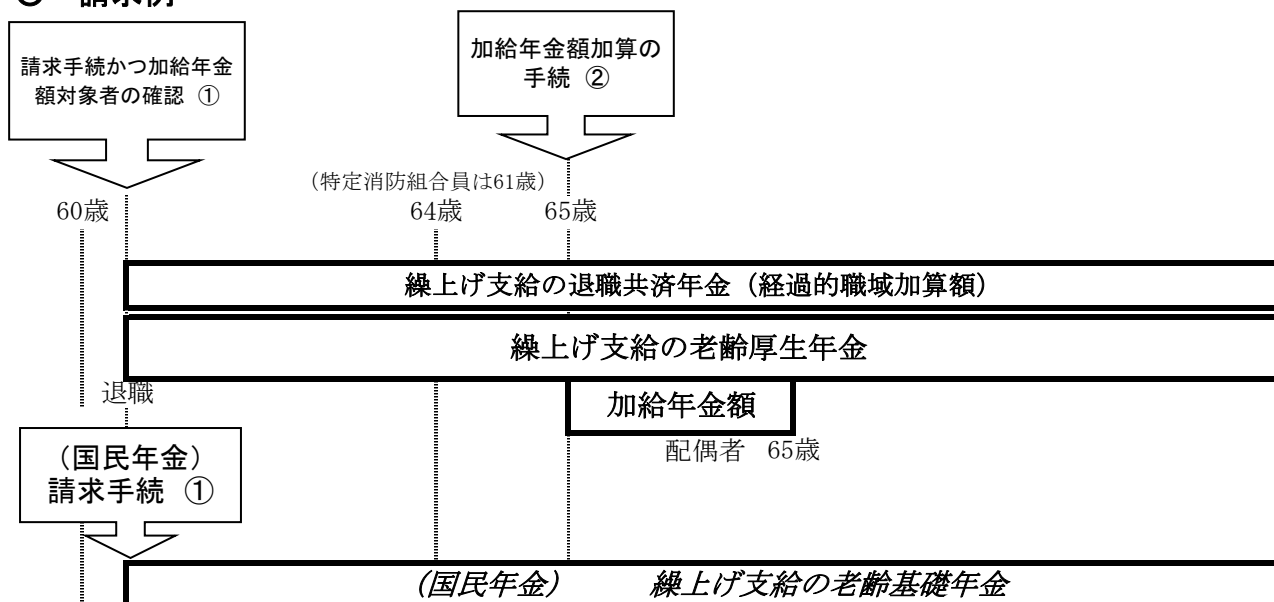
【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの一般組合員の場合 】

【 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの特定消防組合員の場合 】

老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ請求をする場合は、同時に老齢基礎年金も繰り上げることになり、共済組合に繰上げ請求書を提出すると、老齢基礎年金も繰上げ請求されたものとみなされます。

なお、繰上げによる年金は、請求書が受理された日の属する月の翌月分から支払いが開始されます。ただし、在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）は、標準報酬等との調整等により一部または全部が停止となりますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

○ 請求例



共済組合に備え付けの繰上げ請求書等により繰上げ支給の老齢厚生年金等の請求を行います。

繰上げ請求書等が共済組合に提出された日の属する月の前月までの組合員期間を算定基礎として、繰上げ支給の老齢厚生年金の額の決定を行います。併せて、65歳から加算される加給年金額の対象となる方の認定を行います。

また、平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として、繰上げ支給の退職共済年金（経過的職域加算額）の額の決定を行います。

繰上げに係る請求書等は共済組合にありますので、繰上げ請求を希望する場合は、共済組合にお問い合わせください。

老齢厚生年金を繰上げ請求した方は、65歳到達時の老齢厚生年金の請求手続きは必要ありませんが、65歳到達時に加給年金額の対象となる方がいる場合は、その方との生計維持関係の有無の確認を行います。

4. 受給開始後に年金が改定または停止になるとき

(1) 加給年金額の対象となっている配偶者または子に異動があったとき

加給年金額の対象者となっている配偶者または子が、次のいずれかに該当することになった場合は、その配偶者または子について加給年金額が加算されなくなり、年金額が改定されます。

- ア 死亡したとき。
- イ 年金受給権者によって生計維持されている状態ではなくなったとき。
- ウ 配偶者が、年金受給権者と離婚または婚姻の取り消しをしたとき。
- エ 配偶者が、65歳に到達したとき。
- オ 子が、養子縁組によって年金受給権者の配偶者以外の者の養子になったとき。
- カ 養子縁組による子が、離縁をしたとき。
- キ 子が、婚姻をしたとき。
- ク 子が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある子の場合は20歳に到達したとき。）。
- ケ 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子について、その事情がなくなったとき（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。）。

また、配偶者が、一定の要件に該当する公的年金を受給することができるときは、加給年金額が停止されます（12ページ参照）。

(2) 再就職したとき

老齢厚生年金の受給権者が、市町村役場や民間会社などに再就職し、下記の要件に該当した場合には、年金額の一部（支給停止額が基本月額を超えるときは、年金額の全部）が支給停止されます。

ただし、65歳未満の方と65歳以上の方では、停止額の計算方法が異なります。

ア 70歳未満の方が厚生年金保険に加入する場合（公務員、私立学校教職員を含む。）

イ 70歳以上の方が厚生年金保険適用事業所に勤務する場合（公務員、私立学校教職員を含む。）

ウ 国会議員または地方議会議員となった場合

なお、退職共済年金（経過的職域加算額）については、公務員在職中である間は全額停止となり、民間企業や私立学校に在職中である間は全額支給されます。

また、老齢基礎年金については、支給停止されません。

● 65歳未満の方の老齢厚生年金

A. 総報酬月額相当額（注1）と基本月額（注2）との合計額が28万円（注3）以下の場合

支給停止額 = 0円（全額支給）

B. 総報酬月額相当額（注1）と基本月額（注2）との合計額が28万円（注3）を超える場合

(a) 基本月額（注2）が28万円（注3）以下で、総報酬月額相当額（注1）が47万円（注3）以下のとき

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$$

(b) 基本月額（注2）が28万円（注3）以下で、総報酬月額相当額（注1）が47万円（注3）を超えるとき

$$\text{支給停止額} = \left\{ \frac{(47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円})}{2} + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$$

(c) 基本月額（注2）が28万円（注3）を超え、総報酬月額相当額（注1）が47万円（注3）以下のとき

$$\text{支給停止額} = \frac{\text{総報酬月額相当額}}{2} \times 12\text{月}$$

(d) 基本月額（注2）が28万円（注3）を超え、総報酬月額相当額（注1）が47万円（注3）を超えるとき

$$\text{支給停止額} = \left\{ \frac{47\text{万円}}{2} + (\text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$$

● 65歳以上の方の老齢厚生年金

A. 総報酬月額相当額（注1）と基本月額（注2）との合計額が47万円（注3）以下の場合

支給停止額 = 0円（全額支給）

B. 総報酬月額相当額（注1）と基本月額（注2）との合計額が47万円（注3）を超える場合

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$$

注1 総報酬月額相当額は、「① 標準報酬月額等」と「② 過去1年間の賞与等の総額の1/12」の合算額

- ① 標準報酬月額等（上限は650,000円、下限は88,000円）
 - 厚生年金保険法の規定による標準報酬月額
 - 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による歳費月額
 - 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- ② 過去1年間の賞与等の総額の1/12（各月の賞与等が150万円を超えるときは、それぞれ150万円として計算する。）
 - 厚生年金保険法の規定による標準賞与額
 - 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による期末手当の額（1,000円未満切捨て）
 - 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による期末手当の額（1,000円未満切捨て）

注2 基本月額は、老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1/12の額

※ 複数の老齢厚生年金を有する場合、合算した額

注3 28万円・47万円は、令和2年度の額。なお、賃金や物価の変動により改定されることがあります。

【在職停止となる場合の計算例】

年金太郎さん(昭和35年10月16日生まれ)

令和3年3月31日定年退職

令和3年4月1日民間会社再就職(厚生年金加入)

令和6年10月15日 老齢厚生年金受給権発生(64歳到達)

老齢厚生年金額 (令和6年11月時点)	120万円	標準報酬月額 (令和6年11月時点)	28万円
退職共済年金額 (経過職域加算額) (令和6年11月時点)	10万円	標準賞与額 (再就職後)	
		令和 5 年 12 月	60万円
		令和 6 年 6 月	48万円
		令和 6 年 12 月	36万円

老齢厚生年金の受給権が発生した日または厚生年金保険の被保険者等になった日の属する月の翌月から支給停止の対象となります。

令和6年11月の在職停止計算

● 総報酬月額相当額

$$28万円_{※1} + (108万円_{※2} \div 12) = \underline{37万円}$$

※1 標準報酬月額(令和6年11月時点)

※2 過去1年分(令和5年12月～令和6年11月)の標準賞与額の総額(60万円+48万円)

● 基本月額

$$120万円 \div 12 = \underline{10万円}$$

この数値を支給停止額(年額)の計算式に当てはめると、

$$(37万円 + 10万円 - 28万円) \times \frac{1}{2} \times 12 = \underline{114万円}$$

この結果、年金太郎さんの老齢厚生年金は、120万円のうち114万円が支給停止となるため、6万円(月額5千円)が受給できる額となります。

また、退職共済年金(経過職域加算額)は全額支給されますので、年額合計16万円(6万円+10万円)が受給できる額となります。

令和6年12月からの在職停止計算

● 総報酬月額相当額

$$28万円_{※1} + (84万円_{※2} \div 12) = \underline{35万円}$$

※1 標準報酬月額(令和6年12月時点)

※2 過去1年分(令和6年1月～令和6年12月)の期末手当等の総額(48万円+36万円)

● 基本月額

$$120万円 \div 12 = \underline{10万円}$$

この数値を支給停止額(年額)の計算式に当てはめると、

$$(35万円 + 10万円 - 28万円) \times \frac{1}{2} \times 12 = \underline{102万円}$$

この結果、年金太郎さんの老齢厚生年金(年額)は、120万円のうち102万円が支給停止となるため、18万円(月額1.5万円)が受給できる額となります。

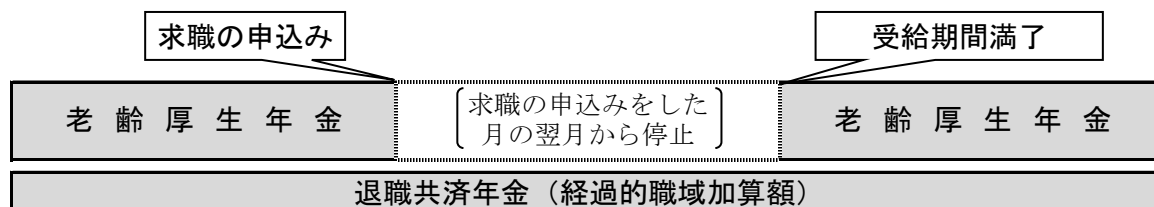
また、退職共済年金(経過職域加算額)は全額支給されますので、年額合計28万円(18万円+10万円)が受給できる額となります。

(3) 雇用保険法による失業給付等を受給したとき

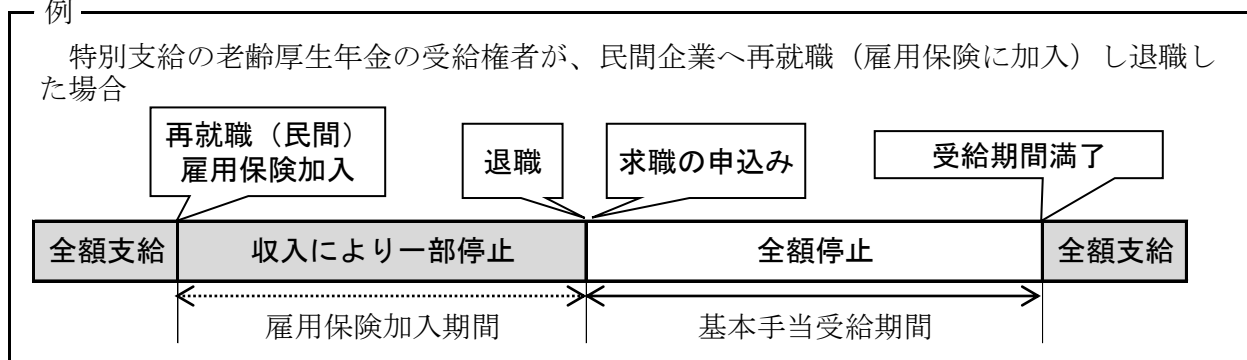
① 失業給付との併給調整

再就職し雇用保険に加入した場合には、再退職に伴い失業給付を受給することができます。しかし、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が失業給付を受給する間は、失業給付の額にかかわらず、老齢厚生年金が支給停止されます。

※ 退職共済年金（経過的職域加算額）については、停止されません。



例



② 高年齢雇用継続給付との併給調整

65歳未満で老齢厚生年金を受けられる方が、在職中（厚生年金加入中）に雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受けているときは、在職中の標準報酬月額による一部支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付金との調整により、標準報酬月額の約6%に相当する額の老齢厚生年金が支給停止されます。

※ 退職共済年金（経過的職域加算額）については、停止されません。

5. 老齢厚生年金以外の年金について

(1) 障害厚生年金

◆ 障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件（※）を満たした方が、組合員期間中に初診日のある傷病により、次のいずれかの要件に該当したときに支給されます（在職中でも支給されます）。

- ① 障害認定日（初診日から1年6月を経過した日またはその前に傷病が治った場合は治った日またはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態になった日）に障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日に障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった方が、その後65歳に達する日の前日までの間に1級から3級に該当する程度の障害の状態になったとき（事後重症制度）。

※ 次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。

- ① 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間（20歳から初診日のある月の前々月までの期間）の3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

なお、障害厚生年金決定後に受給権者の障害の程度が増進した場合でその方から請求があったとき、または障害の程度の再認定をした結果、障害の程度が増加または減退したときには、その変わった障害の程度に応じて、障害厚生年金の額が改定されます。

また、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が減退して障害等級に該当しなくなったときは、65歳に達するまでは障害厚生年金の支給は停止されたままですが、該当しなくなってから3年を経過し、かつ、65歳になったとき、または、65歳以降に障害等級に該当しなくなってから3年を経過したときは、障害厚生年金の受給権が消滅します。

◆ 障害等級が1級または2級に該当する場合について

- ① 障害厚生年金の受給権が発生した以後において、その方によって生計を維持している（※）65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額が加算されます。
- ② 国民年金から障害基礎年金を併せて受給することができます（在職中でも全額支給）。なお、令和2年度の障害基礎年金の年金額は、障害等級が1級の場合は、977,125円、2級の場合は、781,700円です。また、その方によって生計を維持している（※）子がいるときは、子の加算額が加算されます。
（子の要件については、12ページ参照）

※ 障害厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち収入金額が年額850万円（所得655.5万円）未満と認められる方です。

障害厚生年金 の加給年金額 (令和2年度)	配偶者	障害基礎年金に おける子の加算額 (令和2年度)	子	
	224,900円		2人目まで 1人につき 224,900円 3人目から 1人につき 75,000円	

(2) 遺族厚生年金および遺族共済年金（経過的職域加算額）

○ 遺族厚生年金

◆ 支給要件

遺族厚生年金は、組合員または組合員であった方が次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

- ① 在職中に死亡したとき。
- ② 退職後に、被保険者期間中の間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害等級が1級若しくは2級の障害厚生（共済）年金または障害等級が1級若しくは2級の従前の障害年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 受給資格期間25年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を有する方または被保険者期間が25年以上ある方が死亡したとき

※ ①または②に該当する場合、併せて、次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。

- ❶ 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間（20歳から死亡日のある月の前々月までの期間）の3分の2以上あること。
- ❷ 死亡日が令和8年3月31日以前の場合は、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

◆ 遺族の範囲

遺族厚生年金の受給権者となり得る生計を維持していた遺族とは、次の方々です。

- ① 配偶者と子（夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級若しくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限ります。）
- ② 父母（55歳以上に限ります。）
- ③ 孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級若しくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限ります。なお、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。）
- ④ 祖父母（55歳以上に限ります。）

（注）遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、先順位に該当する方が受給権を有する場合は、次順位に該当する方は受給権を得られません。

遺族厚生年金を受給する方が、子または子と生計を共にする配偶者であるときは、国民年金の遺族基礎年金も併せて支給されます。

また、遺族厚生年金を受給している妻に遺族基礎年金が支給されないときは、妻が40歳から65歳になるまでの間、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算（※1）が加算（※2）されます。

なお、中高齢寡婦加算を受けている妻が65歳に達すると中高齢寡婦加算は終了しますが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻の場合には、65歳以上になっても生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

※1 令和2年度は、586,300円が加算されます。

※2 複数の遺族厚生年金の受給権を有することとなる場合は、加入期間が最も長い遺族厚生年金にのみ加算されます。また、支給要件④により支給される遺族厚生年金の場合は、被保険者期間が240月以上であるときに限り加算されます。

○ 遺族共済年金（経過的職域加算額）

◆ 支給要件

平成27年9月までに組合員期間を有する方が死亡し、上記「遺族厚生年金」の受給権が発生したとき

6. 老齢厚生年金以外の年金を受けられるとき

現在の年金制度では、「1人1年金」が原則です。給付事由（老齢・障害・遺族）の異なる年金の受給権が2つ以上あるときは、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。ただし、特例により複数の年金を受給できる場合もあります。

なお、年金額の改定等により、支給停止となっている年金を受給した方が有利な場合は、将来に向かって選択の変更ができることになっています。

① 老齢厚生年金と老齢基礎年金 両方受給できます。

老齢厚生年金	+	老齢基礎年金
--------	---	--------

② 老齢厚生年金と障害給付（および障害基礎年金）

65歳未満 …… 年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。

老齢厚生年金	または	障害厚生年金（または障害共済年金）
		障害基礎年金

65歳以上 …… A、B、Cの受給方法のうちいずれか1つを選択することになります。

(例)

A	または	B	または	C						
<table border="1"> <tr><td>老齢厚生年金 (65歳改定後)</td></tr> <tr><td>老齢基礎年金</td></tr> </table>	老齢厚生年金 (65歳改定後)	老齢基礎年金		<table border="1"> <tr><td>障害厚生年金</td></tr> <tr><td>障害基礎年金</td></tr> </table>	障害厚生年金	障害基礎年金		<table border="1"> <tr><td>老齢厚生年金 (65歳改定後)</td></tr> <tr><td>障害基礎年金</td></tr> </table>	老齢厚生年金 (65歳改定後)	障害基礎年金
老齢厚生年金 (65歳改定後)										
老齢基礎年金										
障害厚生年金										
障害基礎年金										
老齢厚生年金 (65歳改定後)										
障害基礎年金										

③ 老齢厚生年金と遺族給付（および遺族基礎年金）

65歳未満 …… 年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。

老齢厚生年金	または	遺族厚生年金	} 同一給付事由の場合
		遺族基礎年金	

65歳以上 …… 自分自身の老齢厚生年金と老齢基礎年金を全額受給します。
遺族厚生年金は、下図（ア、イ、ウ）の中で最も多い額と老齢厚生年金との差額が支給されます。

(例)

ア	イ	ウ	➔	遺族厚生年金（差額）								
<table border="1"> <tr><td>老齢厚生年金</td></tr> <tr><td>老齢基礎年金</td></tr> </table>	老齢厚生年金	老齢基礎年金		<table border="1"> <tr><td>遺族厚生年金</td></tr> <tr><td>老齢基礎年金</td></tr> </table>	遺族厚生年金	老齢基礎年金	<table border="1"> <tr><td>遺族厚生年金の2/3</td></tr> <tr><td>老齢厚生年金の1/2</td></tr> <tr><td>老齢基礎年金</td></tr> </table>	遺族厚生年金の2/3	老齢厚生年金の1/2	老齢基礎年金	<table border="1"> <tr><td>老齢厚生年金（全額）</td></tr> <tr><td>老齢基礎年金（全額）</td></tr> </table>	老齢厚生年金（全額）
老齢厚生年金												
老齢基礎年金												
遺族厚生年金												
老齢基礎年金												
遺族厚生年金の2/3												
老齢厚生年金の1/2												
老齢基礎年金												
老齢厚生年金（全額）												
老齢基礎年金（全額）												

※ 上記ウの計算方法は受給権者が配偶者である場合に限りま。

④ 老齢厚生年金と旧年金（昭和61年以前に受給権が発生した旧障害年金、旧遺族年金）

年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。

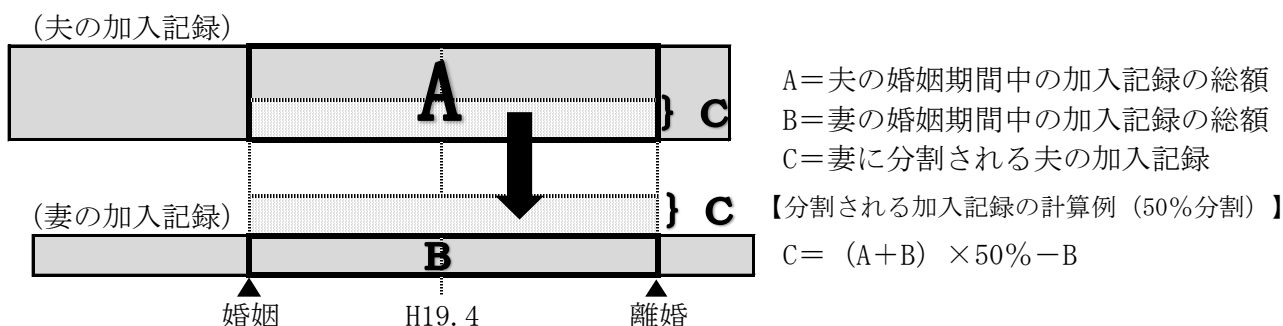
老齢厚生年金	または	旧障害年金
老齢厚生年金	または	旧遺族年金

7. その他厚生年金制度の概要

(1) 離婚時の年金分割制度

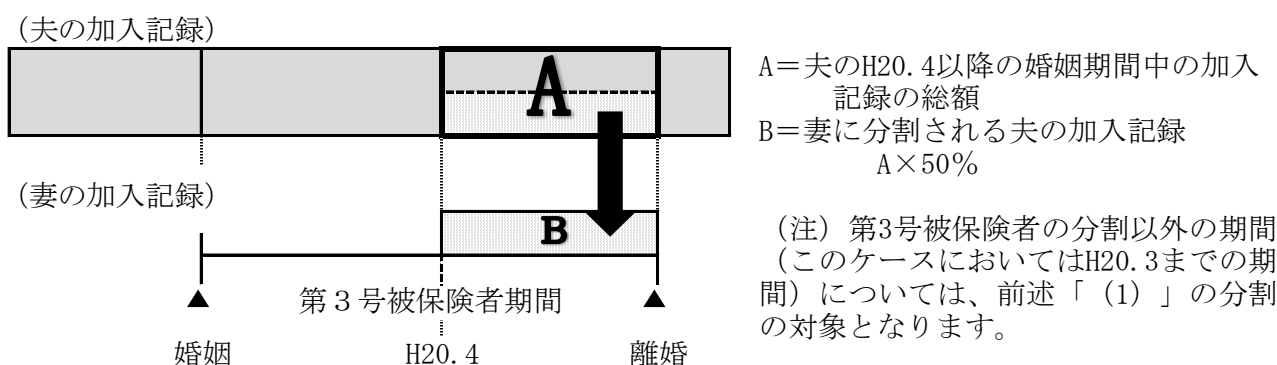
平成19年4月1日以後に離婚等をした場合で、離婚等をした当事者間の合意や裁判により按分割合を定めたときは、その当事者からの請求によって、婚姻期間中に加入した被用者年金制度の全ての標準報酬月額等の総額を当事者間で分割することとなります。

- ① 平成19年4月以後に成立した離婚等であること。
- ② 按分割合について、双方の合意または裁判所の決定があること。
- ③ 按分できる加入記録は、離婚当事者の婚姻期間中に限られること。
(平成19年4月に引き続く、それ以前の婚姻等の期間も対象となります。)
- ④ 按分割合は、婚姻期間中の双方の加入記録（標準報酬月額等の総額）の合計の50%が限度であること。



(2) 第3号被保険者期間の年金分割制度

離婚時の第3号被保険者期間についての分割制度とは、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間等のうち、被扶養配偶者であった期間の標準報酬月額等を2分の1ずつ分割するものです。



※ 分割請求の期限は離婚から2年間です。

分割請求の期限は、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内です。2年を過ぎると分割請求を行うことはできませんので、ご注意ください。

ただし、按分割合を決めるため裁判手続き等を行っている間に離婚から2年を経過した場合、その判決等が確定した日の翌日から起算して6月を経過するまでに分割請求をすることができます。

分割請求をした場合、取り下げることはできません。

8. 退職等年金給付

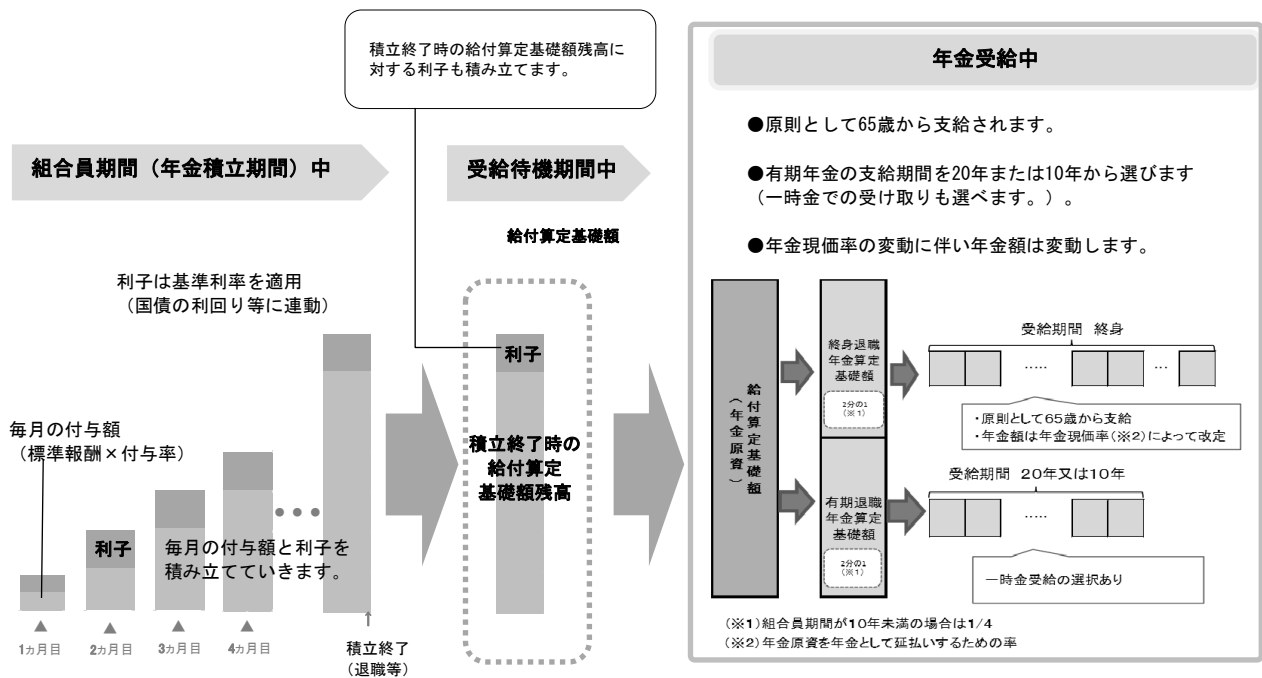
平成27年10月に行われた被用者年金の一元化により、平成27年9月までで共済年金の職域年金相当部分は廃止されました。そして、地方公務員の退職給付の一部として、新たに「退職等年金給付」が創設されました。

「退職等年金給付」の概要は、次のとおりです。

(1) 退職等年金給付の原資

退職等年金給付では、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が、退職等年金給付の原資となります。

○ 積立時と給付時のイメージ



<p>組合員期間中は、毎月、付与額と基準利率による利子を給付算定基礎額残高に積み立てます。基準利率は年単位（10月～翌年9月）で変動します。毎月の付与額は、各月の標準報酬月額・標準期末手当等の額に付与率を乗じて計</p>	<p>退職等により年金の積み立てが終了し、年金支給開始までの期間については、基準利率により付利されます。</p>	<p>年金額は、給付算定基礎額を年金現価率で割って算出します。年金受取時の給付算定基礎額の2分の1ずつを終身退職年金額と有期退職年金額の計算に用います。基準利率により年金現価率が変わるため、年金額も変動します。有期退職年金は、一時金として受給する選択もできます。</p>
--	--	---

(2) 退職等年金給付の給付算定基礎額等について

◆ 給付算定基礎額

- ① 組合員ごとに、個人勘定を仮想的に設定します。
- ② 給付算定基礎額には、毎月、付与額と基準利率に基づく利子を積み立てます。これを累積した給付事由発生時の給付算定基礎額が、年金の原資（または一時金）となります。
- ③ 給付算定基礎額の算定方法

当月末の給付算定基礎額

$$\begin{aligned} &= \text{前月末の給付算定基礎額} \times (1 + \text{基準利率})^{1/12} \\ &+ \text{当月の標準報酬月額} \cdot \text{標準期末手当等額} \times \text{付与率} \times (1 + \text{基準利率})^{1/12} \end{aligned}$$

◆ 付与率

付与率は、標準報酬月額と標準報酬期末手当等の額に乗ずる一定の率です。地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」といいます。）の定款で定められます。

なお、付与率の上限は1.5%となっています。

◆ 利子

利子は、掛金の払込みのあった月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じて、基準利率を用いて複利の方法により計算されます。

◆ 基準利率

基準利率は、給付算定基礎額の計算において元本部分に対する利子の利率です。国債の利回りを基礎として、地共連の定款で定められます。基準利率は、零を下回らないものとされています。

◆ 終身年金現価率

終身年金現価率は、仮想的な年金原資（終身退職年金算定基礎額）を終身にわたり年金として延払いするための率です。終身にわたり一定額の年金となるように年金額を計算する率として、地共連の定款で定められます。

◆ 有期年金現価率

有期年金現価率は、仮想的な年金原資（有期退職年金算定基礎額）を支給期間にわたり年金として延払いするための率です。支給残月数の期間において一定額の年金となるように年金額を計算する率として、月単位で地共連の定款で定められます。

※ 基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率は、毎年10月に見直されます。

(3) 退職年金

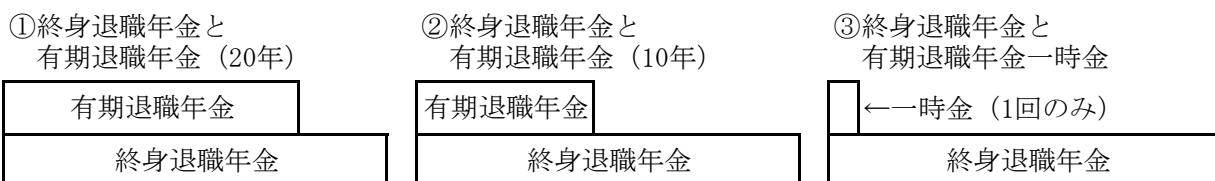
退職年金は、給付算定基礎額の半分を終身退職年金、残り半分を有期退職年金として受給する仕組みです。

終身退職年金と有期退職年金は、同時に請求しなければいけません。

有期退職年金の支給期間は、原則20年（240月）ですが、10年（120月）または一時金として受給することも選択できます。

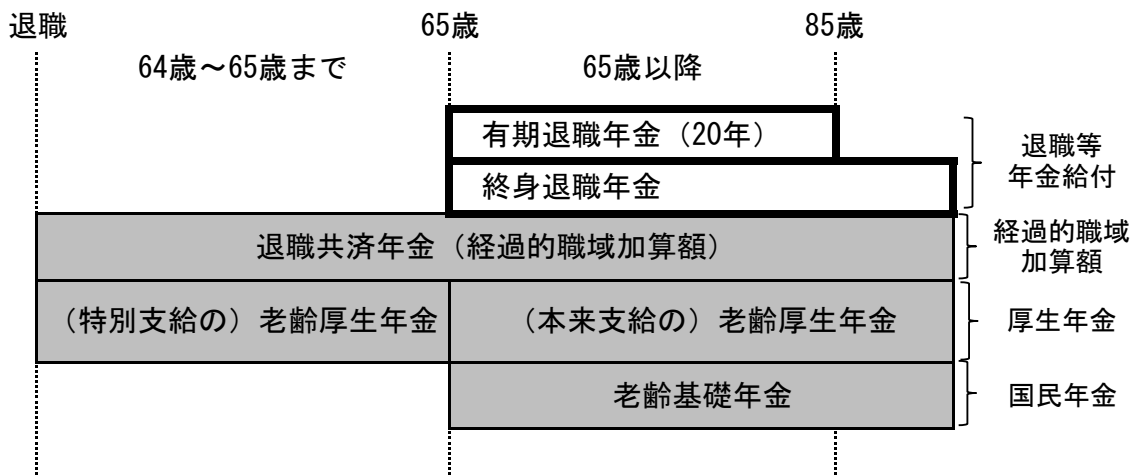
ただし、有期退職年金を10年または一時金で受け取るための申出は、退職年金の給付事由が生じた日から6月以内に限られます。また、終身退職年金の請求と同時に進行しなければいけません。支給開始後の変更は行えません。

【退職年金の選び方】



※ ②か③を選ぶ場合、退職年金の給付事由が生じた日から6月以内の申出が必要です。

◆ 退職年金を含めた一般的な受給のイメージ



◆ 支給要件

- ① 平成27年10月以降に1年以上の引き続く組合員期間を有すること
- ② 65歳以上であること
- ③ 退職していること

◆ 終身退職年金の年金額

$\text{終身退職年金算定基礎額} (\ast) \div \text{受給権者の年齢に応じた終身年金現価率}$
--

※ 終身退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が10年未満の場合は1/4)

◆ 有期退職年金の年金額

$$\text{有期退職年金算定基礎額} (\ast 1) \div \text{支給残月数} (\ast 2) \text{ に応じた有期年金現価率}$$

※1 有期退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が10年未満の場合は1/4)

※2 支給残月数 = 240月または120月 - 当該年の9月分までの有期退職年金の支給月数

◆ 有期退職年金を一時金で受給する場合の額

$$\text{一時金額} = \text{給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額}$$

◆ 有期退職年金の支給月数の選択または一時金の請求期限

前ページのとおり、有期退職年金の支給月数(240月または120月)の選択および有期退職年金を一時金として受給する申出は、退職年金の給付事由が生じた日から6月以内に退職年金の請求と同時に行う必要があります。

この期間内に申出がなかったときの有期退職年金は、支給月数を240月として決定されます。

◆ 遺族一時金

組合員または組合員であった方(有期退職年金の受給権者を含む。)が有期退職年金の支給期間が終了する前に死亡した場合(まだ有期退職年金が支給されていない場合を含む。)には、残りの支給期間に係る有期退職年金算定基礎額に相当する額が、遺族一時金としてその方の遺族に支給されます。

※ 遺族が公務遺族年金を受取ることができる場合には、遺族一時金と公務遺族年金のいずれか一方を選択することになります。

有期退職年金の受給権者が死亡したときの遺族一時金の額

$$\text{一時金額} = \text{死亡日における有期退職年金額} \times \frac{\text{死亡日における支給残月数に}}{\text{応じた有期年金現価率}}$$

退職年金受給前に死亡したときの遺族一時金の額

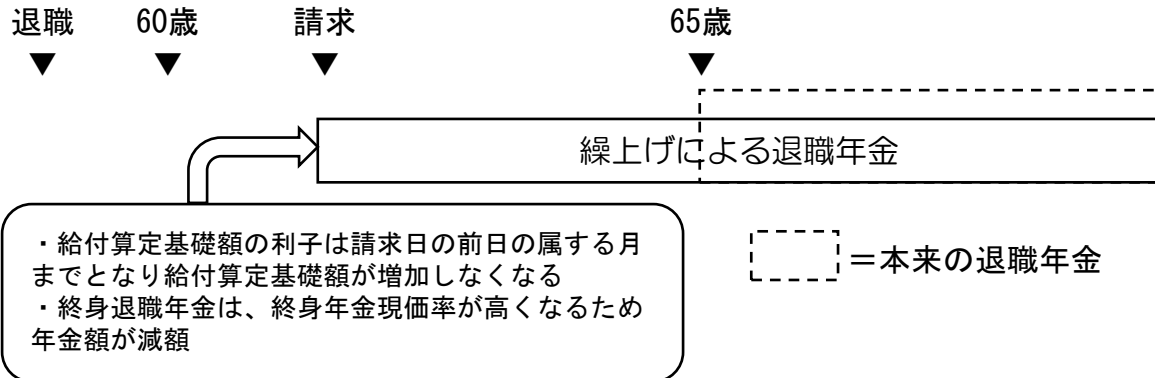
$$\text{一時金額} = \text{死亡日における給付算定基礎額} \times 1/2 \text{ (注)}$$

(注) 組合員である間に死亡した場合は、組合員期間が10年未満であっても1/2で計算されます。組合員であった方(退職された方)が死亡し、かつ、組合員期間が10年未満の場合は1/4で計算されます。

◆ 退職年金の繰上げ

当分の間、1年以上の組合員期間を有し、かつ、退職している方は、60歳から65歳に達する日の前日までの間に退職年金を繰り上げて受給することができます。

なお、繰り上げて受給する場合は、終身退職年金と有期退職年金の請求を同時に行う必要があります。ただし、繰り上げて受給した場合、退職年金の計算に使用する給付算定基礎額を計算する際の利子相当額は、請求日時点までの計算となります。このため、その分終身退職年金算定基礎額および有期退職年金算定基礎額は増加しません。さらに、終身退職年金は、年齢が若いほど終身年金現価率が高くなるため、1年間に受給する年金額は少なくなります。



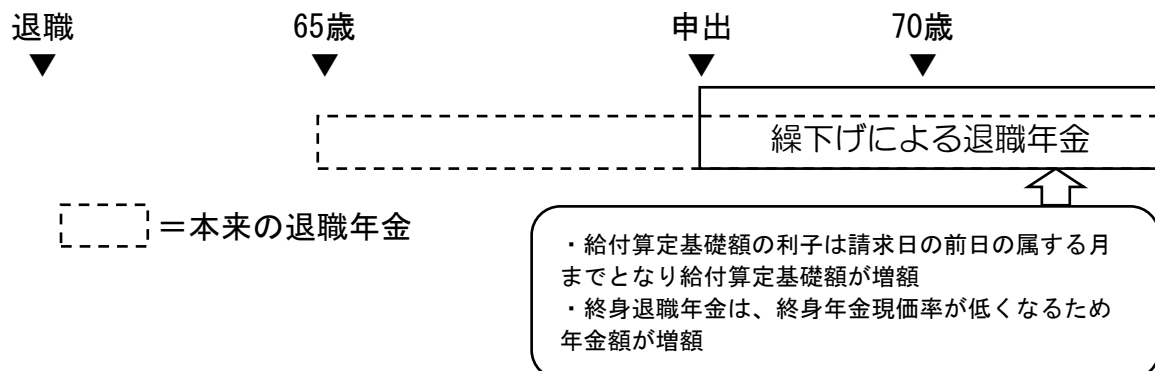
(注) 退職等年金給付は、老齢厚生年金（2階部分）と切り離された独自の給付であるため、退職年金の繰上げと老齢厚生年金の繰上げ請求を同時に行う必要はありません。

◆ 退職年金の繰下げ

退職年金の受給権を有する方が退職年金の請求を行っていない場合は、70歳に達する日の前日までの間に、退職年金を繰り下げて受給することができます。

退職年金の繰下げの申出は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。この場合の退職年金は、申出を行った翌月分から受給することができます。

なお、繰り下げて受給する場合は、退職年金を計算するうえで使用する給付算定基礎額を計算する際の利子相当額が申出時点までで計算されるため、その分終身退職年金算定基礎額および有期退職年金算定基礎額が増額されます。さらに、終身退職年金は、一般的には終身年金現価率が低くなるため、1年間に受給する年金額は増額となります。



(注1) 退職等年金給付は老齢厚生年金（2階部分）と切り離された独自の給付であるため、退職年金の繰下げと老齢厚生年金の繰下げ請求を同時に行う必要はありません。

(注2) 70歳以降は、支給繰下げの申出をすることができません。支給繰下げの申出は、70歳に到達する誕生日の前々日までに行ってください。

(4) 公務障害年金

◆ 支給要件

- ① 公務による病気やケガにより障害認定日※に障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日※において障害の状態になかった者が、65歳に到達する日の前日までの間に障害の状態になったとき（事後重症制度）。

※ 障害認定日とは、初診日（平成27年10月1日以後に限ります。）から1年6月を経過した日のことです（その日の前に傷病が治ったとき、または、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態になったときは、当該日を障害認定日とします。）。

◆ 支給形態

終身年金

ただし、公務員共済の組合員として在職しているときは、全額が支給停止されます。

(5) 公務遺族年金

◆ 支給要件

次のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

- ① 組合員が、公務による病気やケガで死亡したとき。
- ② 組合員であった方が、組合員であった間に初診日（平成27年10月1日以後に限ります。）がある公務による病気やケガで、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき。
- ③ 障害等級が1級または2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したとき。

◆ 支給形態

終身年金

9. 年金の支給と税金等

(1) 年金の支給日

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から、その事由がなくなった月の分までが支給されます。

年金の支払は、国民年金制度と同様に次のとおり年6回で、偶数月の15日です。

なお、15日が土曜日、日曜日または祝日（金融機関休業日）のときは、前営業日に支給されます。

支給日	支払月分
2月15日	12月、1月分
4月15日	2月、3月分
6月15日	4月、5月分
8月15日	6月、7月分
10月15日	8月、9月分
12月15日	10月、11月分

(2) 年金（一時金）と税

① 年金と税

ア 老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）および退職等年金給付の退職年金

所得税法上「雑所得」として扱われ、課税の対象になります。

また、次の年金収入額（年額）がある場合は、所得税が源泉徴収される対象となり、一定の要件に該当する場合は確定申告が必要です。

- ・ 65歳未満… 108万円以上
- ・ 65歳以上… 80万円（老齢基礎年金が発生しない方は158万円）以上

源泉徴収対象者は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を共済組合へ提出することにより、基礎的控除額（公的年金等控除額と基礎控除相当額）と人的控除額が受けられます（申告書を提出しない場合でも基礎的控除額のみを控除して所得税額が計算されます。）。

なお、障害厚生年金、遺族厚生年金は非課税です。

イ 遺族共済年金（経過的職域加算額）および退職等年金給付の公務遺族年金
相続税法上、相続財産として扱われ、課税の対象になります。

② 一時金と税

ア 退職等年金給付の有期退職年金に代わる一時金

所得税法上「退職手当」として扱われ、課税の対象になります。

イ 退職等年金給付の遺族一時金

相続税法上、相続財産として扱われ、課税の対象になります。

(3) 確定申告について

① 所得税法上「雑所得」として扱われる年金を受給した場合

公的年金については年末調整がないため、下記に該当し、源泉徴収された所得税を精算するときは、最寄りの税務署等で確定申告をする必要があります。

- ・ 社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等の控除を受ける場合
- ・ 年の途中で扶養親族に異動があった場合
- ・ 年金以外に収入がある場合
- ・ 2つ以上の公的年金支払者等に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している場合
- ・ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合で、人的控除等を受ける場合
- ・ その他、何らかの理由で税金を納めすぎた場合

年金支給額に係る源泉徴収票は、翌年の1月末までに送付します。源泉徴収票は、確定申告をする際に必要となります。

なお、公的年金等の収入金額の合計が年間400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が年間20万円以下である場合には、確定申告は不要ですが、この場合であっても、所得税の還付を希望する場合は、確定申告を行うことができます。

② 所得税法上「退職手当」として扱われる一時金を受給した場合

「退職手当の受給に関する申告書」を提出していない場合は、一時金の支給額に対して20.42%の所得税が源泉徴収されるため、確定申告が必要となります。

③ 相続税の課税対象となる年金または一時金を受給した場合

相続税の申告をする場合は、受給した年金等の額を含めて行う必要があります。

※ 確定申告についての不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【参考】 源泉徴収税額の計算方法 (令和2年1月1日以降)

ア 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した場合

所得税額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{所得税法上の徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\% (\text{※})$$

(※) 所得税率に復興特別所得税率を含めた率

控除額の算出

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

老齢基礎年金を受給している場合の老齢厚生年金の控除額は、上記控除額から月額47,500円減額されます。

a 基礎的控除額

65歳以上	年金の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)
65歳未満	年金の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)

b 人的控除額

配偶者控除	32,500円 (老人控除対象配偶者 40,000円)
扶養控除	32,500円 (老人扶養親族 40,000円) (特定扶養親族 52,500円)
障害者控除	普通障害者 22,500円 (特別障害者 35,000円) (同居特別障害 62,500円)
寡婦(夫)控除	22,500円 (特別の寡婦 30,000円)

※「老人控除対象配偶者」とは
控除対象配偶者のうち70歳以上の者
※「老人扶養親族」とは
扶養親族のうち70歳以上の者
※「特定扶養親族」とは
扶養親族のうち19歳以上23歳未満の者
※「寡婦(夫)控除」については、
平成25年1月1日以後に支払うべき
公的年金等について適用
※受給者自身の合計所得が900万円を
超えている場合、配偶者控除を受けられ
ません。

イ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合

所得税額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{所得税法上の徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{基礎控除額}) \times 5.105\% (\text{※})$$

(※) 所得税率に復興特別所得税率を含めた率

基礎的控除額の算出

65歳以上	年金の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)
65歳未満	年金の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)

例 1

65歳未満で申告書を提出し、控除対象配偶者がいる場合 (6月支給期)

【当期支給額】 年金年額 1,485,000円×1/6=247,500円 … ①

【所得税】 a 基礎的控除額

$$247,500 \times 1/2 \times 25\% + 65,000 = 95,937.50 \rightarrow (1円未満切り上げ) 95,938円$$

年金の月割額

95,938円 > 90,000円 (最低保障額) により、基礎的控除額は 95,938円

b 人的控除額

控除対象配偶者が1人いるため、人的控除額は 32,500円

控除額の算出

$$(95,938 + 32,500) \times 2\text{月} = 256,876$$

支給月数

所得税の算出

$$(247,500 - 256,876) \times 5.105\% = 0$$

年金支給額 控除額

※ 年金支給額 ≤ 控除額より、所得税は 0円 … ②

【当期支払額】 ① - ② = 247,500円 (指定口座に送金される額です。)

例 2

所得税法上の扶養親族等申告書を提出していない場合 (6月支給期)

【当期支給額】 年金年額 1,485,000円×1/6=247,500円 … ①

【所得税】 (247,500 - (247,500×1/2×25%+65,000)×2) × 5.105%

= 2,839.65 → (1円未満切捨て) 2,839円 … ②

【当期支払額】 ① - ② = 244,661円 (指定口座に送金される額です。)

(4) 社会保険料の特別徴収について

社会保険料については、年金受給権者が次に該当する場合は、原則として年金から徴収（特別徴収）されます。

なお、複数の年金の受給権を有している場合は、年金保険者、年金種別の順により、特別徴収となる年金が決定されますが、国民年金の老齢基礎年金からの徴収が基本となります。

【特別徴収の対象となる社会保険料】

- ・ 介護保険料
- ・ 国民健康保険料（税）
- ・ 長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）

【特別徴収に該当する者】

- ・ 介護保険料は、65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している方
- ・ 国民健康保険料（税）は、国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で年額18万円以上の年金を受給している方（ただし、介護保険料と国民健康保険料（税）を合算した金額が年金受給額の1/2を超える場合を除く。）
- ・ 長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）は、75歳以上の被保険者等で年額18万円以上の年金を受給している方（ただし、介護保険料と長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）を合算した金額が、年金受給額の1/2を超える場合を除く。）

【年金保険者による優先順位】

- ① 日本年金機構
- ② 国家公務員共済組合連合会
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団
- ④ 地方公務員共済組合

(5) 住民税の特別徴収について

住民税の納税義務者のうち、65歳以上で年額18万円以上の年金を受給している方は、原則として年金から徴収（特別徴収）されます。

なお、社会保険料と同様に、国民年金の老齢基礎年金からの徴収が基本となります。

10. 年金に関する届出

(1) 共済組合からの依頼により提出する書類・調査

書類等の流れ

共済組合 ⇒ 年金受給権者 ⇒ 共済組合
※提出の必要がある方に共済組合から書類を送付します。

書類名	送付時期	制度解説
① 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	毎年10月頃	P. 38～41
② 現況届	毎年誕生月の1～2か月前頃	-
③ 障害状態の診断書	誕生月の1～2か月前頃	-

① 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

翌年に課税の対象となる老齢厚生年金の受給権者には、税金の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年10月頃に送付します。人的控除額の控除(40ページ参照)を希望する場合は、提出してください。また、申告書を提出しない場合も、基礎的控除額を控除して所得税額が計算されます。

なお、再就職先に扶養親族等申告書を提出される場合、共済組合には提出できません。詳しくは、共済組合にお問い合わせください。

※ 平成28年以降提出する申告書には、個人番号（マイナンバー）を記載することが必須とされています。

提出締切日：毎年10月30日頃

② 現況届

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）により生存の確認を行うことが可能になったことから、原則として提出不要とされています。ただし、下記の事由により、加給年金額対象者の現況確認が必要な方および住基ネットでの生存確認ができない方については、年金受給権者あてに届出用紙を送付します。

◆ 「現況届」の提出が必要な方

- ・ 加給年金額が加算された老齢厚生年金または障害厚生年金の受給権者（加給年金額が全額停止されている者を除く。）
- ・ 海外に居住している場合等、住基ネットで生存確認できない受給権者

お手元に「現況届」が届きましたら必ず共済組合に提出してください。

期日までに提出されない場合には、年金の支給を一時停止することがありますので注意してください。

提出締切日：誕生月の末日

③ 障害状態の診断書

障害厚生年金を受給されている方等で障害等級が3級以上であることを理由に年金の支給・加算を受けている方について、引き続きその支給・加算を受けることができる障害の状態にあるかどうかを確認するために、必要に応じて障害状態の診断書の提出を求めることがあります。

お手元に「診断書」が届きましたら、現在通院している医療機関で記載をしてもらい、必ず共済組合まで提出してください。

提出締切日：共済組合が指定する日

(2) 届出事由等に該当した場合に提出する書類等

書類等の流れ

年金受給権者 ⇒ 共済組合

※各種届出様式は、共済組合へ連絡をいただければ送付します。

また、一部の様式は全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

(<https://ssl.shichousonren.or.jp/>)でも入手できます。

書類名	提出事由	制度解説
① 年金受給権者氏名変更届 年金受給権者受取機関変更届	氏名・受取金融機関を変更するとき	-
② 加算額・加給年金額対象者不該当届 老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	加給年金額対象者に異動があったとき	P. 12、22
③ 国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届	議会議員に就任または退任したとき	P. 23～25
④ 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届	雇用保険法による失業給付(基本手当)を受けようとするとき	P. 26
⑤ 未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届(報告書)	年金受給権者が死亡したとき	-
⑥ 年金受給権者所在不明届	年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき	-
⑦ 年金証書再交付申請書	年金証書を紛失または汚損したとき	-
⑧ 源泉徴収票交付(再交付)申請書	源泉徴収票を紛失した等、必要になったとき	-

①～⑥については、届出が遅れますと、年金の支給ができなくなることや、年金が過払いとなり、後日返還していただくことがありますので、特に注意してください。

① 年金受給権者氏名変更届または年金受給権者受取機関変更届

氏名の変更、年金の受取金融機関の変更については、該当する変更届に必要な事項をご記入いただき、添付書類と併せて共済組合へ提出してください。

提出が遅れると、年金の支給に影響を及ぼす恐れがありますので、すみやかに提出してください。

(住所変更について)

※ 住所変更の届出については、共済組合において住基ネットで本人情報の確認ができる場合、省略することができます。

※ 転居の際は、なるべく郵便局に転居届を提出してください(1年間、旧住所宛での郵便物が新住所に無料で転送されます。)

② 加算額・加給年金額対象者不該当届または老齢・障害給付加給年金額支給停止事由

該当届

加給年金額の加算を受けている年金受給権者の「加給年金額対象者」が、12および22ページの事由に該当したときは、加給年金額が停止または失権になりますので、共済組合に該当する届書を提出してください。ただし、年齢到達による失権、および、住基ネットにより本人確認情報の取得が可能な加給年金額対象者の死亡の場合の届出は不要です。

③ 国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）

届

老齢厚生年金の受給権者が議会議員に就任したとき、または、議会議員を退任されたときは、共済組合に標記届書を提出してください。

④ 老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、「雇用保険法による失業給付（基本手当）」を受給すると、老齢厚生年金が支給停止になります。よって、「雇用保険法による失業給付（基本手当）」を受給されることになったとき、または、受給が終了したときは、共済組合に標記届書および添付書類を併せて提出してください。

なお、届書の提出が不要となる場合もありますので、詳しくは共済組合へお問い合わせください。

⑤ 未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）

年金受給権者の死亡により年金の受給権が消滅した場合や、死亡された年金受給権者に未払分の年金がある場合で、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者がいるときは、「未支給年金・未支払給付金請求書・受給権者死亡届（報告書）」に添付書類を添えて共済組合に提出してください。未払分の年金がある場合は、この書類を提出することにより後日未払分を送金します。

⑥ 年金受給権者所在不明届

年金受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出を行う必要があるため、「年金受給権者所在不明届」を共済組合に提出してください。

その後、共済組合から年金受給権者ご本人宛てに現況届を送付し、現況届が共済組合に提出された場合は年金の支給が継続されますが、現況届の提出がされない場合は年金の支給が一時差止めとなります。

⑦ 年金証書再交付申請書

年金証書の再交付を希望される場合は、身分を証明する書類と印鑑をご持参の上、共済組合の窓口にお越しいただくか、電話または文書で共済組合に申し出てください。

窓口にお越しいただいた場合は、ご本人または代理人であることを確認の上、その場で「年金証書再交付申請書」を記入していただきます。

電話または文書での申し出の場合は、まず「年金証書再交付申請書」を登録住所宛てに送付しますので、必要事項をご記入の上、共済組合または連合会までご返送ください。

なお、再交付された年金証書には、最新の年金額（年額）が記載されます。

⑧ 源泉徴収票交付（再交付）申請書

源泉徴収票の再交付については、身分を証明する書類と印鑑をご持参の上、共済組合の窓口にお越しいただくか、電話または文書で共済組合まで申し出てください。

なお、源泉徴収票は老齢厚生年金等の所得税の課税対象となる年金受給権者の方にしか交付されません（障害や遺族にかかる年金給付は非課税であり、源泉徴収票は交付されません。）。

※ 本人確認ができる（身分を証明する）書類には次のものが該当します。

年金証書、恩給証書、運転免許証、旅券、年金手帳（基礎年金番号通知書）、共済組合員証、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）、個人番号カード等のいずれか一点以上

【ワンストップサービスの実施】

ワンストップ・サービスとは、複数の実施機関（※）に加入期間を有する場合に、原則として、一つの実施機関でまとめて相談・手続を可能とするものです。

上記①～⑧の届出は、一つの実施機関に提出することで、手続が完了します。ただし、一部の手続はワンストップ・サービスの対象外ですので、実施機関ごとに手続を行う必要があります。

また、退職等年金給付の届出に関しては、基本的にワンストップ・サービスの対象外であるため、①および⑧の手続以外は、別の届書により届出を行っていただく必要があります。

詳しくは、共済組合にお問い合わせください。

（※）厚生年金制度の実施機関

1号厚生年金被保険者（民間被用者等）	… 日本年金機構
2号厚生年金被保険者（国家公務員）	… 国家公務員共済組合連合会
3号厚生年金被保険者（地方公務員）	… 地方公務員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会
4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	… 日本私立学校振興・共済事業団

11. 年金相談窓口

年金についてのお問い合わせは、当共済組合のほか、全国の指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合および全国市町村職員共済組合連合会でも受け付けています。

なお、お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号とお名前をお知らせください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

午前9時～午後5時

指定都市職員共済組合	所在地	TEL
札幌市職員共済組合	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2 札幌市役所15階	011-211-2432
川崎市職員共済組合	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町3-3 川崎市役所第4庁舎 3階	044-200-2143
横浜市職員共済組合	〒231-0005 横浜市中区住吉町6-50-1 横浜アイランドタワー17階	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋市職員健康管理センター2階	052-962-1485
京都市職員共済組合	〒604-8006 京都市中京区御池通河原町東入下丸尾町413 御池阪急ビル9階	075-222-3240
大阪市職員共済組合	〒530-8201 大阪府北区中之島1-3-20 大阪市役所4階	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	〒650-0034 神戸市中央区京町72 新クレセントビル9階	078-322-5104
広島市職員共済組合	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 広島市役所15階	082-504-2061
北九州市職員共済組合	〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1	093-582-2224
福岡市職員共済組合	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所8階	092-711-4145
市町村職員共済組合	所在地	TEL
北海道市町村職員共済組合	〒060-8578 札幌市中央区北4条西6-2 北海道自治会館5階	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	〒030-8567 青森市本町5-1-5	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	〒020-0021 盛岡市中央通2-8-21 林-ル内	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	〒980-8422 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館7F	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館3階	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	〒990-0023 山形市松波4-1-15 山形県自治会館5階	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	〒960-8515 福島市太田町13-53 福島グリーンプラザ4階	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	〒310-0852 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館5階	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	〒320-0811 宇都宮市大通り2丁目3番1号 井門宇都宮ビル3階	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	〒371-8505 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館5階	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-5-14 さいたま共済会館4階	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	〒260-8502 千葉市中央区中央港1丁目13番3号	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	〒190-8573 立川市錦町1丁目12番1号	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	〒231-0023 横浜市中区山下町75 神奈川自治会館5階	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	〒400-8587 甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館	055-232-7311

市町村職員共済組合	所在地	TEL
新潟県市町村職員共済組合	〒950-8551 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館4階	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	〒930-0871 富山市下野995-3 富山県市町村会館4階	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	〒920-8555 金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎5階	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	〒910-8554 福井市西開発4-202-1 福井県自治会館内	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	〒380-8586 長野市権堂町2201番地 権堂イーストプラザ ND	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	〒500-8508 岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館13階	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスエフビル5階 静岡県市町村センター内	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター5階	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	〒510-0393 津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎4階	059-253-2706
滋賀県市町村職員共済組合	〒520-8550 大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館別館4階	077-525-5784
京都市市町村職員共済組合	〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149-1 京都府自治会館2階	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番31号 シティプラザ 大阪5階	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館5階	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	〒634-8561 橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館4F	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館4F	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	〒680-0846 鳥取市扇町32 扇町扶桑ビル2階	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	〒690-0852 松江市千鳥町20番地 林白鳥2階	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	〒700-0023 岡山市北区駅前町2-3-31 サンヒートOKAYAMA 4F	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	〒730-0036 広島市中区袋町3番17号 シンヨービル7階	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	〒753-8529 山口市大手町9-11 山口県自治会館3階	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	〒770-8551 徳島市幸町3-55 徳島県自治会館5F	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	〒760-0066 高松市福岡町2-3-4 林マリツパリスさぬき3F	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	〒790-8678 松山市三番町5-13-1 えひめ共済会館3階	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	〒780-0870 高知市本町5-3-20 高知共済会館2階	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館6F	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	〒840-0041 佐賀市城内1-5-14 佐賀県自治会館3階	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	〒850-0032 長崎市興善町6-3 長崎県市町村職員共済会館	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	〒862-0911 熊本市東区健軍1-5-3 熊本県市町村自治会館別館3階	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	〒870-0022 大分市大手町2-3-12 大分県市町村会館3階	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	〒880-8525 宮崎市瀬頭2-4-15	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	〒890-8527 鹿児島市与次郎2-8-8 マリンパリスかごしま1階	099-256-6757

市町村職員共済組合	所在地	TEL
沖縄県市町村職員共済組合	〒900-8566 那覇市旭町116番地37 自治会館3階	098-867-0785
都市職員共済組合	所在地	TEL
北海道都市職員共済組合	〒064-8645 札幌市中央区南9条西1丁目1番20号	011-512-1770
仙台市職員共済組合	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5-15 日本生命勾当台南ビル2階 上杉仮庁舎	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター5階	052-228-0493
連合会	所在地	TEL
全国市町村職員共済組合連合会	〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス2階	03-5210-4608

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

<https://ssl.shichousonren.or.jp/>